

# 第96回 定時株主総会 招集御通知

開催日時  
2020年6月24日(水曜日)午前10時

開催場所  
東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ 鶴の間  
(ザ・メイン宴会場階 (本館1階))

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、当日の御出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、今後、感染拡大の状況等により、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。  
何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

■ 第96回定時株主総会招集御通知	1
■ 株主総会参考書類	
(御参考) 会社提案 (第1号議案から第5号議案まで) に共通する事項	5
<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>	
第1号議案 定款中一部変更の件	7
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 11名選任の件	12
第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件	19
(御参考) 当社取締役会の構成について	25
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬額設定の件	26
第5号議案 監査等委員である取締役 の報酬額設定の件	27
<株主提案(第6号議案及び第7号議案)>	
第6号議案 商号の変更	28
第7号議案 取締役及び取締役会の変更	29
■ 事業報告	
1. 当社グループの現況に関する事項	30
(御参考) [2020年中期経営計画]の進捗及び [生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策] (2020年2月公表)の概要	38
2. 株式及び新株予約権等に関する事項	55
3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	56
4. 会社役員に関する事項	57
5. 会計監査人に関する事項	61
6. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要	62
7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項	67
■ 連結計算書類	68
(御参考1) 連結キャッシュ・フロー計算書	69
(御参考2) セグメント情報	69
■ 計算書類	70
■ 監査報告書	71

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からも  
招集御通知が御覧いただけます



<https://s.srdb.jp/5401/>

## 日本製鉄株式会社

## 議決権御所有の株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
日本製鉄株式会社  
代表取締役社長 橋本 英二

### 第96回定時株主総会招集御通知

拝啓 平素は格別の御支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、来る6月24日（水曜日）午前10時から、東京都千代田区紀尾井町4番1号ホテルニューオータニの間（ザ・メイン宴会場階（本館1階））において、下記事項を目的として、第96回定時株主総会を開催致しますので、御通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出の自粛が要請されるなどの事態に至っております。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、極力以下のいずれかの方法で事前に議決権を御行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日の御出席をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

また、今後、感染拡大の状況や政府からの要請内容等により、株主の皆様のご健康と安全確保の観点から、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、3頁に記載の当社ウェブサイトに掲載する情報を事前に御確認賜りますようお願い申しあげます。

#### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否を御表示のうえ、6月23日（火曜日）午後5時までに到着するよう御送付ください。

#### [電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合]

4頁の「インターネットによる議決権行使について」を御高覧のうえ、6月23日（火曜日）午後5時までに御行使ください。なお、機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを御利用いただけます。

書面又は電磁的方法により議決権を御行使されるにあたっては、後記株主総会参考書類を御検討ください。なお、書面と電磁的方法により、重複して議決権を御行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱い致します。

敬 具

## 記

## 株主総会の目的事項

**報告事項** 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

＜会社提案（第1号議案から第5号議案まで）＞

第1号議案 定款中一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

＜株主提案（第6号議案及び第7号議案）＞

第6号議案 商号の変更

第7号議案 取締役及び取締役会の変更

**当社取締役会は、株主提案（第6号議案及び第7号議案）のいずれにも反対しております。**

## 議決権の御行使に関する取扱いについて

書面（郵送）により議決権を御行使される場合に、議案に対する賛否の御表示がされていないときは、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

また、会社提案である第1号議案と株主提案である第7号議案は、相反する関係にあります。従いまして、双方に賛成する旨の議決権を御行使された場合、両議案への議決権の御行使はいずれも無効とさせていただきます。

以上

1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 当日御出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付に御提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を御行使される場合は、代理人は株主様御本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付に御提出ください。なお、代理人は議決権を行使することができる他の株主様1名とさせていただきます。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponsteel.com/ir/individual/meeting.html>）に掲載させていただきます。
4. 以下の事項につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nipponsteel.com/ir/individual/meeting.html>）に掲載し、御提供致しております。
  - ・事業報告のうち「会社役員に関する事項」の「本年4月1日以降の体制」
  - ・連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記のとおりお願い申し上げます。株主の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

### 記

#### <お願い>

- ・極力事前に議決権を御行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日の御出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・また、海外より帰国されて14日間が経過していない方につきましては、当日の御出席をお控えください。
- ・事前に議決権を御行使いただくにあたっては、できるだけ電磁的方法（インターネット）による議決権行使をお願い申し上げます。（「インターネットによる議決権行使について」は、4頁を御覧ください。）

#### <株主総会会場での対応等について>

- ・本年は、株主総会会場における座席の間隔を広げることから、御用意できる座席数が例年より大幅に減少致します。そのため、当日御来場いただいても御入場をお断りする場合がございます。
- ・また、例えば、次のいずれかに該当する株主様につきましては、当日御来場いただいても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、御入場を制限させていただく可能性がございます。
  - ① マスクを御持参・御着用されていない方
  - ② 発熱（会場入口付近で検温させていただきます。）や咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方
  - ③ アルコールによる手指消毒に御協力いただけない方（会場の入口に、アルコール消毒液を御用意致します。）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本定時株主総会の議事は、例年よりも時間を大幅に短縮して行う予定であります。
- ・例年実施しておりました喫茶サービスと展示ブースの設置は、中止とさせていただきます。

なお、今後、感染拡大の状況や政府からの要請内容等により、株主の皆様の健康と安全確保の観点を踏まえ、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、下記の当社ウェブサイトに掲載する情報を事前に御確認賜りますようお願い申し上げます。

<https://www.nipponsteel.com/ir/individual/meeting.html>

以 上

## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を御行使される場合には、次に記載する内容を御一読いただき、御確認のうえ、御利用いただきますようお願い申し上げます。

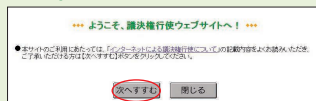
**インターネットによる  
議決権行使期間**  
2020年6月23日(火) 午後5時まで

### ●パソコンを御利用の方 議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

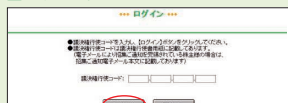
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を御利用になり、画面の案内に従って賛否を御入力ください。

#### ■アクセス手順

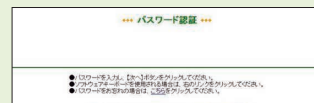
#### 1 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス



#### 2 ログインする



#### 3 パスワードの入力

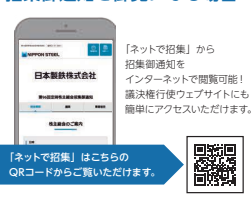


以降は画面の入力案内に従って賛否を御入力ください。

### ●スマートフォンを御利用の方

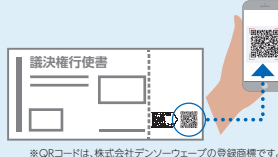
同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末でお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」と「パスワード」を御入力いただく必要なく専用のウェブサイトから議決権を御行使いただくことが可能です。

#### ■招集御通知を御覧になる場合

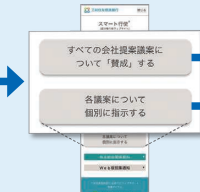


#### ■アクセス手順

1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

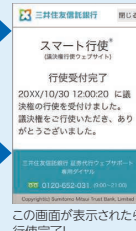


2 表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。



#### ■すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する



#### ■議決権再行使のお手続き方法について

再度QRコードを読み取り画面の案内に従っていただく、パソコン向け議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>に遷移しますので、そこから御行いただけます。その際は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となります。

画面の入力案内に従って賛否を入力の際は「この内容で行使する」ボタンを押す。  
※こちらから議案の詳細を閲覧することも可能

(操作方法に関する  
お問合せ先について)

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法が御不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 **0120-652-031** (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

#### ■議決権行使のお取扱いについて

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。

# 株主総会参考書類

## (御参考) 会社提案 (第1号議案から第5号議案まで) に共通する事項

当社は、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。

今般、当社は、製鉄事業等を取り巻く環境の変化が一層大きくなるなか、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化して経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させ、さらに、取締役会の経営に対する監督機能の強化を図ること等を目的として、監査等委員会設置会社に移行することと致しました。

会社提案 (第1号議案から第5号議案まで) の各議案は、いずれも監査等委員会設置会社への移行に伴い、御提案するものです。

### ●監査等委員会設置会社の特徴

1. 監査等委員会設置会社は、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」により、創設された機関設計の一類型です。
2. 監査等委員会設置会社においては、監査役及び監査役会は置かれず、監査等委員会が取締役の職務執行に関する監査を行うこととなります。監査等委員会は、3名以上の取締役から構成され、その過半数を社外取締役が占めます。
3. 監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。こうした委任を行うことにより、経営に関する意思決定の迅速化を図ることが可能となります。
4. 監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般 (取締役に決定が委任されたものを除く。) に関与します。また、監査等委員会は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の選任や報酬等について、株主総会において意見を述べるができる権限を有します。これらの点で、経営に対する監督機能が強化されます。

### ●第1号議案から第5号議案までの各議案について

#### 【定款中一部変更 (第1号議案)】

- ・監査等委員会設置会社への移行には、定款に、監査等委員会を置く旨を規定するほか、所要の変更を行うことが必要となります。第1号議案は、そのための定款変更を御提案するものです。

#### 【取締役の選任 (第2号議案及び第3号議案)】

- ・監査等委員会設置会社においては、「取締役 (監査等委員である取締役を除く。)」と「監査等委員である取締役」とを区別して選任する必要があることから、第2号議案において「取締役 (監査等委員である取締役を除く。)」の選任を、第3号議案において「監査等委員である取締役」の選任をそれぞれ御提案するものです。

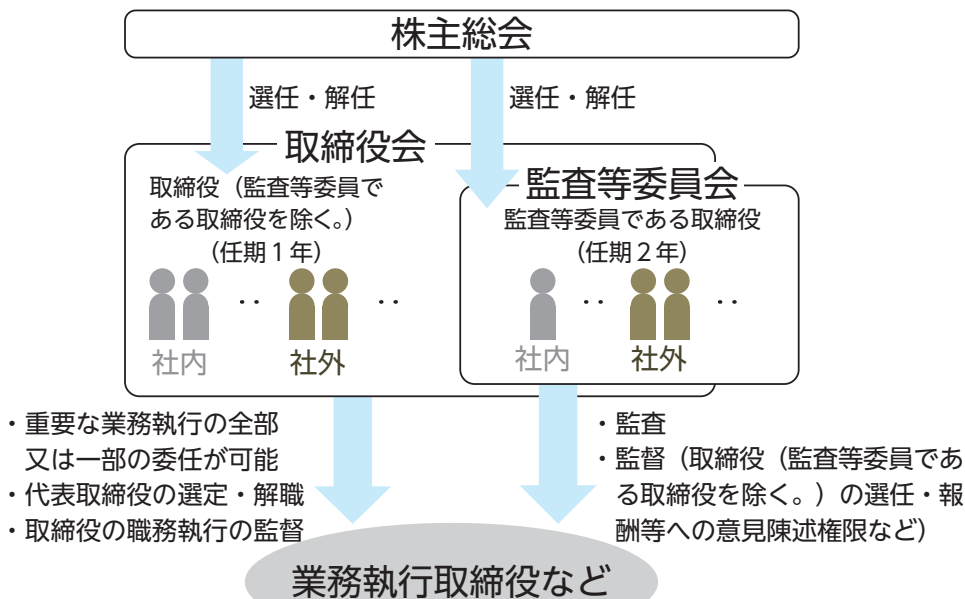
#### 【取締役の報酬額設定 (第4号議案及び第5号議案)】

- ・監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬額についても、「取締役 (監査等委員である取締役を除く。)」と「監査等委員である取締役」とを区別して定める必要があることから、第4号議案において「取締役 (監査等委員である取締役を除く。)」の報酬額設定を、第5号議案において「監査等委員である取締役」の報酬額設定をそれぞれ御提案するものです。

●監査等委員会設置会社への移行後の体制

第1号議案から第3号議案までが原案どおり可決された場合、下表のとおり、当社取締役会において、社外取締役の割合は3分の1超（18名中7名）となり、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性の確保、経営に対する監督機能の強化が図られることとなります。

現在の体制			監査等委員会設置会社移行後		
取締役	13名	(内、社外取締役3名)	取締役	18名	(内、社外取締役7名)
監査役	7名	(内、社外監査役4名)		取締役（監査等委員である取締役を除く。）	(11名)
			監査等委員である取締役	(7名)	(内、社外取締役4名)



<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

## 第1号議案 定款中一部変更の件

### (1) 提案の理由

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして、御承認を願うものであります。

なお、この定款中一部変更の効力は、第96回定時株主総会の終結の時をもって生ずることと致します。

- ①「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります（変更後の定款案第4条、第29条から第31条まで並びに現行定款第20条、第22条、第26条から第29条まで及び第32条）。
- ②監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期、報酬等の決定方法に関する規定を新設するものであります（変更後の定款案第16条、第17条第2項、第18条及び第19条）。
- ③取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更後の定款案第25条）。
- ④上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります（変更後の定款案第20条、第21条及び附則第1条並びに現行定款第34条）。

### (2) 変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分です。



現行定款	変更後の定款案
<p>第1章 総則</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第5条 (同左)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第5条～第8条 (略)</p>	<p>第6条～第9条 (同左)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第9条～第14条 (略)</p>	<p>第10条～第15条 (同左)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第15条 本会社は、<u>20名以内</u>の取締役及び取締役会を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第16条 本会社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p>2. <u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第17条 (同左)</p>
<p>(新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2. <u>取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更後の定款案
<p>第17条 取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第18条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選ぶ。</p>
<p>第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長及び社長各1名を選ぶことができる。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長及び社長各1名を選ぶことができる。</p>
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から副会長、副社長及び常務を選ぶことができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から副会長、副社長及び常務を選ぶことができる。</p>
<p>第20条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第22条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第23条 (同左)</p>

現行定款	変更後の定款案
<p>第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条 <u>本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第23条～第25条 (略)</p>	<p>第26条～第28条 (同左)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第26条 <u>本公司は、7名以内の監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削る)</p>
<p>第27条 <u>監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第29条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第30条 (新設)</p> <p><u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を選ぶことができる。</u></p>	<p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選ぶ。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常任監査等委員を選ぶことができる。</u></p>

現行定款	変更後の定款案
<p>第31条 <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第30条 <u>監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第32条 <u>本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>2. <u>本会社は、法令の定めるところに従い、監査役との間で、当該監査役の責任につき、2,000万円以上であらかじめ本会社が定めた額と会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 <u>会計監査人</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第34条 <u>本会社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第7章 <u>計算等</u></p>	<p>第6章 <u>計算等</u></p>
<p>第35条~第38条 (略)</p>	<p>第32条~第35条 (同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 <u>第96回定時株主総会の終結前に生じた監査役の会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第1項に定めるところによる。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決されますと、第96回定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役13名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任を願うものであり、候補者は次のとおりです。伊岐典子氏、富田哲郎氏及び木寺昌人氏は社外取締役候補者です。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずることと致します。



所有する当社株式の数  
36,982株

候補者  
番号 **1** しんどう こうせい  
**進藤 孝生**

生年月日 1949年9月14日

### 略歴及び地位

1973年4月	新日本製鐵(株)入社	2009年6月	同社代表取締役副社長
2005年6月	同社取締役経営企画部長	2012年10月	当社代表取締役副社長
2006年6月	同社執行役員経営企画部長	2014年4月	当社代表取締役社長
2007年4月	同社執行役員総務部長	2019年4月	当社代表取締役会長
2009年4月	同社副社長執行役員		現在に至る

### (重要な兼職の状況)

一般社団法人日本経済団体連合会 副会長



所有する当社株式の数  
17,967株

候補者  
番号 **2** はしもと えいじ  
**橋本 英二**

生年月日 1955年12月7日

### 略歴及び地位

1979年4月	新日本製鐵(株)入社	2016年4月	当社副社長執行役員グローバル事業推進本部長
2009年4月	同社執行役員厚板事業部長、 建材事業部長	2016年6月	当社代表取締役副社長グローバル事業推進本部長
2011年4月	同社執行役員	2019年4月	当社代表取締役社長
2012年10月	当社執行役員		現在に至る
2013年4月	当社常務執行役員		
2015年7月	当社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長、グローバル事業推進本部ウジミナスプロジェクトリーダー		

### (重要な兼職の状況)

一般社団法人日本鉄鋼連盟 副会長



所有する当社株式の数  
29,302株

候補者  
番号 **3** たにもと しんじ  
**谷本 進治**

生年月日 1957年5月24日

#### 略歴及び地位

1982年4月	新日本製鐵(株)入社	2018年4月	当社代表取締役副社長
2015年4月	当社常務執行役員設備・保全 技術センター所長	2019年12月	当社代表取締役副社長グロー バル事業推進本部インドー貫 製鉄プロジェクトサブリーダー 現在に至る
2015年6月	当社常務取締役設備・保全技 術センター所長		
2017年4月	当社常務取締役		

#### (担当)

知的財産、安全推進、防災推進、技術総括(ものづくり標準化推進を含む)、品質保証、設備・保全技術、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、スラグ事業・資源化推進担当  
グローバル事業推進本部インドー貫製鉄プロジェクトサブリーダー  
環境に関する事項につき、右田副社長に協力



所有する当社株式の数  
14,985株

候補者  
番号 **4** なかむら しんいち  
**中村 真一**

生年月日 1959年2月15日

#### 略歴及び地位

1982年4月	新日本製鐵(株)入社	2016年6月	当社常務取締役薄板事業部長、 グローバル事業推進本部上海宝 山冷延・CGLプロジェクトリー ダー、グローバル事業推進本部 インドC.A.P.L.プロジェクト リーダー
2013年4月	当社執行役員建材事業部長		
2016年4月	当社常務執行役員薄板事業部 長、グローバル事業推進本部上 海宝山冷延・CGLプロジェクト リーダー、グローバル事業推進 本部インドC.A.P.L.プロジェク トリーダー	2018年4月	当社代表取締役副社長 現在に至る

#### (担当)

営業総括、物流、プロジェクト開発、機材調達、各品種事業、支社・各支店担当  
各海外事務所(現地法人を含む)に関する事項につき、宮本副社長に協力

#### (重要な兼職の状況)

宝鋼日鉄自動車鋼板有限公司 副董事長



所有する当社株式の数  
10,308株

候補者  
番号 **5** <sup>みやもと</sup>宮本 <sup>かつひろ</sup>勝弘

生年月日 1956年10月22日

**略歴及び地位**

1981年 4月	新日本製鐵(株)入社	2018年 6月	当社代表取締役副社長
2015年 4月	当社常務執行役員	2019年 4月	当社代表取締役副社長グローバル事業推進本部長
2016年 4月	当社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長、グローバル事業推進本部CSVCプロジェクトリーダー、グローバル事業推進本部武漢ブリキプロジェクトリーダー	2019年12月	当社代表取締役副社長グローバル事業推進本部長、グローバル事業推進本部インドー貫製鉄プロジェクトリーダー
2018年 4月	当社副社長執行役員		現在に至る

**(担当)**

グローバル事業推進本部長、グローバル事業推進本部インドー貫製鉄プロジェクトリーダー  
財務、原料、各海外事務所(現地法人を含む)担当

**(重要な兼職の状況)**

武鋼日鉄(武漢)ブリキ有限公司 董事長  
一般社団法人日本鉄源協会 会長



所有する当社株式の数  
11,181株

候補者  
番号 **6** <sup>みぎた</sup>右田 <sup>あきお</sup>彰雄

生年月日 1961年10月19日

**略歴及び地位**

1984年 4月	新日本製鐵(株)入社	2019年 6月	当社代表取締役副社長
2015年 4月	当社執行役員人事労政部長		現在に至る
2017年 4月	当社常務執行役員人事労政部長		
2019年 4月	当社副社長執行役員		

**(担当)**

経営企画、関係会社、総務、法務、内部統制・監査、デジタル改革推進、情報システム、人事労政、環境、業務改革・標準化担当

**(重要な兼職の状況)**

公益財団法人日本製鉄文化財団 代表理事



所有する当社株式の数  
3,301株

候補者  
番号 **7** おのやま しゅうへい  
小野山 修平

生年月日 1961年12月20日

新任

**略歴及び地位**

1984年4月	新日本製鐵(株)入社	2020年4月	当社副社長執行役員技術開発 本部長	
2015年4月	当社執行役員技術総括部長			
2018年4月	当社常務執行役員君津製鐵所長			現在に至る
2019年4月	当社常務執行役員君津製鐵所長			

**(担当)**

技術開発本部長

**(重要な兼職の状況)**

一般社団法人日本鉄鋼協会 会長  
一般財団法人金属系材料研究開発センター 理事長



所有する当社株式の数  
3,598株

候補者  
番号 **8** いま い ただし  
今井 正

生年月日 1963年5月22日

新任

**略歴及び地位**

1988年4月	新日本製鐵(株)入社	2019年4月	当社常務執行役員	
2014年11月	当社名古屋製鐵所生産技術部長			現在に至る
2016年4月	当社執行役員名古屋製鐵所長			

**(担当)**

経営企画、技術総括(ものづくり標準化推進を含む)、製鉄技術、製鋼技術、  
エネルギー技術に関する事項管掌  
各品種事業に関する業務につき、中村副社長を補佐  
デジタル改革推進に関する業務につき、右田副社長を補佐  
技術開発のうち経営企画に関する業務につき、小野山副社長を補佐  
物流技術に関する業務につき、廣瀬常務執行役員に協力





所有する当社株式の数  
3,012株

取締役会への出席状況  
(2019年度)  
100%(15回/15回)

候補者  
番号

9

い き の り こ  
伊岐 典子

生年月日 1956年3月21日

社外  
役員

独立  
役員

### 略歴及び地位

1979年4月	労働省入省	2017年7月	退官
2009年7月	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長	2018年3月	公益財団法人21世紀職業財団 理事
2010年7月	労働政策研究・研修機構 統括研究員	2018年6月	同財団会長 現在に至る
2012年9月	厚生労働省 東京労働局長	2018年6月	当社取締役(社外取締役)
2014年4月	駐ブルネイ国特命全権大使		現在に至る

### (重要な兼職の状況)

日本電気(株) 社外取締役

#### ● 社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、厚生労働省において培われた雇用・労働、多様な人材の活躍促進等に関する高い識見や東京労働局長、特命全権大使その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していること、また2018年6月26日開催の第94回定時株主総会において取締役に選任されて以降、当社において社外取締役として適切な活動・発言を行ってきていることから適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年です。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、本議案が原案どおり可決されたときは、同契約は継続されます。
- ③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。
- ④ 同氏は、当社が社内研修の一部の委託及び会費の納入をしている公益財団法人21世紀職業財団の会長ですが、当社の連結販売費及び一般管理費に占める同財団への委託費の支払額は1%未満であり、同財団は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同財団に対し年間65万円の会費を支払っております。



所有する当社株式の数  
1,000株

候補者  
番号 **10** とみた てつろう  
**富田 哲郎**

生年月日 1951年10月10日

新任 社外役員 独立役員

#### 略歴及び地位

1974年4月	日本国有鉄道入社	2008年6月	同社代表取締役副社長事業創造本部長
1987年4月	東日本旅客鉄道(株)入社		
2000年6月	同社取締役総合企画本部経営管理部長	2009年6月	同社代表取締役副社長総合企画本部長
2003年6月	同社常務取締役総合企画本部副本部長	2012年4月	同社代表取締役社長総合企画本部長
2004年7月	同社常務取締役総合企画本部副本部長、総合企画本部ITビジネス部長	2012年6月	同社代表取締役社長
2005年6月	同社常務取締役総合企画本部副本部長	2018年4月	同社取締役会長
			現在に至る

#### (重要な兼職の状況)

一般社団法人日本経済団体連合会 副会長

#### ● 社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 当社は、本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。
- ② 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員候補者として届け出ております。
- ③ 同氏は、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道(株)の業務執行者を務めております。なお、当社の連結売上収益に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。



所有する当社株式の数  
1,000株

候補者  
番号 **11** きてら まさと  
**木寺 昌人**

生年月日 1952年10月10日

新任 社外役員 独立役員

#### 略歴及び地位

1976年4月	外務省入省	2012年11月	駐中華人民共和国特命全権大使
2008年1月	外務省アフリカ審議官	2016年4月	駐フランス共和国特命全権大使
2008年7月	外務省国際協力局長	2019年12月	退官
2010年1月	外務省大臣官房長		現在に至る
2012年9月	内閣官房副長官補		

#### ● 社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、外務省において培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い識見や特命全権大使その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 当社は、本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。
- ② 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員候補者として届け出ております。

## 第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

当社は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決されますと、第96回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行致します。つきましては、監査等委員である取締役7名の選任を願うものであり、候補者は次のとおりです。大林宏氏、牧野治郎氏、東誠一郎氏及び吉川洋氏は、社外取締役候補者です。

なお、本議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。また、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずることと致します。



所有する当社株式の数  
5,936株

候補者  
番号 **1** まつの まさと  
松野 正人

生年月日 1957年5月29日

新任

### 略歴及び地位

1981年4月	住友金属工業(株)入社	2019年6月	当社常任監査役(常勤)
2015年4月	当社常務執行役員総務部長		現在に至る
2016年4月	当社常務執行役員大阪支社長		
2019年4月	当社執行役員社長付		

(注) 同氏は、現在当社の監査役であり、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定です。



所有する当社株式の数  
6,762株

候補者  
番号 **2** ふるもと しょうざう  
古本 省三

生年月日 1961年1月19日

新任

### 略歴及び地位

1985年4月	新日本製鐵(株)入社	2019年4月	当社常務執行役員
2014年3月	当社法務部長	2020年4月	当社執行役員社長付
2016年4月	当社執行役員法務部長		現在に至る

(注) 当社は、本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。



所有する当社株式の数  
9,803株

候補者  
番号

3

みよし のぶひろ  
三好 宣弘

生年月日 1960年2月23日

新任

#### 略歴及び地位

1982年4月	日新製鋼(株)入社	2019年4月	日鉄日新製鋼(株)代表取締役副社長執行役員
2014年6月	同社取締役常務執行役員経営企画部長	2020年4月	当社執行役員社長付
2015年4月	同社取締役常務執行役員		現在に至る
2017年4月	同社代表取締役副社長執行役員		

(注) 当社は、本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定です。

招集御通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



所有する当社株式の数  
10,149株

候補者  
番号

4

おおばやし ひろし  
大林 宏

生年月日 1947年6月17日

新任

社外  
役員

独立  
役員

#### 略歴及び地位

1972年4月	東京地方検察庁検事	2010年6月	検事総長	
2001年5月	法務省保護局長	2010年12月	退官	
2002年1月	法務省大臣官房長	2011年3月	弁護士登録	
2004年6月	法務省刑事局長			現在に至る
2006年6月	法務事務次官	2014年6月	当社監査役(社外監査役)	
2007年7月	札幌高等検察庁検事長			現在に至る
2008年7月	東京高等検察庁検事長			

#### (重要な兼職の状況)

大和証券(株) 社外監査役  
三菱電機(株) 社外取締役  
日本たばこ産業(株) 社外監査役

#### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、法曹としての高い識見や検事総長その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していること、また2014年6月25日開催の第90回定時株主総会において監査役に選任されて以降、当社において社外監査役として適切な活動・発言も行ってきていることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 同氏は、現在当社の社外監査役であり、当社社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年です。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定です。
- ③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員候補者として届け出ております。



所有する当社株式の数  
5,382株

候補者  
番号 **5** まきの じろう  
**牧野 治郎**

生年月日 1949年10月22日

新任 社外役員 独立役員

#### 略歴及び地位

1973年4月	大蔵省入省	2009年11月	社団法人日本損害保険協会副会長
2003年7月	財務省理財局長		
2006年10月	財務総合政策研究所長 兼 会計センター所長	2012年4月	一般社団法人日本損害保険協会副会長
2007年7月	国税庁長官		現在に至る
2008年7月	退官	2014年6月	当社監査役(社外監査役)
2008年7月	損害保険料率算出機構副理事長 (2009年11月退任)		現在に至る

#### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、財務省において培われた財政全般にわたる高い識見や国税庁長官その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していること、また2014年6月25日開催の第90回定時株主総会において監査役に選任されて以降、当社において社外監査役として適切な活動・発言も行ってきていることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 同氏は、現在当社の社外監査役であり、当社社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年です。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定です。
- ③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員候補者として届け出ております。



所有する当社株式の数  
5,068株

候補者  
番号 **6** あづま せいいちろう  
**東 誠一郎**

生年月日 1951年7月23日

新任 社外役員 独立役員

#### 略歴及び地位

1975年12月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所	2013年11月	同監査法人パートナー、経営会議議長
1991年7月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)パートナー	2015年11月	同監査法人パートナー
		2016年6月	同監査法人退職
		2016年6月	当社監査役(社外監査役)
2007年6月	同監査法人パートナー、経営会議メンバー兼関西ブロック本部長	2016年7月	現在に至る 公認会計士東誠一郎事務所 公認会計士
2009年6月	有限責任監査法人トーマツパートナー、経営会議メンバー兼関西ブロック本部長		現在に至る

#### (重要な兼職の状況)

関西ペイント(株) 社外監査役

#### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等を有していること、また2016年6月24日開催の第92回定時株主総会において監査役に選任されて以降、当社において社外監査役として適切な活動・発言も行ってきていることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 同氏は、現在当社の社外監査役であり、当社社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年です。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定です。
- ③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員の候補者として届け出ております。





所有する当社株式の数  
0株

候補者  
番号

7

よしかわ ひろし  
吉川 洋

生年月日 1951年6月30日

新任

社外  
役員

独立  
役員

### 略歴及び地位

1993年2月	東京大学経済学部教授	2016年6月	東京大学名誉教授
1996年4月	同大学院経済学研究科教授	2019年4月	立正大学長
2009年10月	同大学院経済学研究科長・ 経済学部長	2019年6月	当社監査役(社外監査役) 現在に至る
2011年10月	同大学院経済学研究科教授		現在に至る
2016年4月	立正大学経済学部教授		

### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として培われた高い識見や立正大学長及び東京大学大学院経済学研究科長・経済学部長としての豊富な経験等を有していること、また2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において監査役に選任されて以降、当社において社外監査役として適切な活動・発言も行っていることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 同氏は、現在当社の社外監査役であり、当社社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年です。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本議案が原案どおり可決されたときは、同氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定です。
- ③ 当社は、国内の各上場金融商品取引所に対し、同氏を独立役員の候補者として届け出ております。
- ④ 同氏は、2016年3月まで、当社が寄付を行っている東京大学の業務執行者を務めておりましたが、現在は同大学の非業務執行者です。また、同大学は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同大学大学院工学研究科の寄付講座に対し年間1,800万円の寄付を行っております。

## (御参考) 当社取締役会の構成について

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合、本定時株主総会後における当社取締役は、下表のとおりとなります。当社取締役会における社外取締役の割合は3分の1超（18名中7名）となり、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性の確保、経営に対する監督機能の強化が図られることとなります。

		候補者番号	氏名	地位				
取 締 役	取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	第2号 議案	1	進藤孝生			代表取締役会長	
			2	橋本英二			代表取締役社長	
			3	谷本進治			代表取締役副社長	
			4	中村真一			代表取締役副社長	
			5	宮本勝弘			代表取締役副社長	
			6	右田彰雄			代表取締役副社長	
			7	小野山修平	新任		代表取締役副社長	
			8	今井正	新任		常務取締役	
			9	伊岐典子		社外	独立	取締役
			10	富田哲郎	新任	社外	独立	取締役
			11	木寺昌人	新任	社外	独立	取締役
役	監査等委員である取締役	第3号 議案	1	松野正人	新任		常任監査等委員(常勤)	
			2	古本省三	新任		常任監査等委員(常勤)	
			3	三好宣弘	新任		常任監査等委員(常勤)	
			4	大林宏	新任	社外	独立	監査等委員
			5	牧野治郎	新任	社外	独立	監査等委員
			6	東誠一郎	新任	社外	独立	監査等委員
			7	吉川洋	新任	社外	独立	監査等委員

(注) 新任：新任候補者 社外：社外取締役 独立：独立役員

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決されますと、第96回定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行致します。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の第88回定時株主総会において、月額1億8,000万円以内（効力発生当時（同年10月1日）の定款所定の員数20名以内）として御承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、員数及び経済情勢等を考慮のうえ、月額1億4,000万円以内（内、社外取締役分月額1,200万円以内）とすることにつきまして、御承認を願うものであります。

第1号議案「定款中一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（内、社外取締役3名）となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずることと致します。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決されますと、第96回定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行致します。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、員数及び経済情勢等を考慮のうえ、現在の監査役の報酬額と同様、月額2,200万円以内とすることにつきまして、御承認を願うものであります。

第1号議案「定款中一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役の員数は7名となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずることと致します。

## < 株主提案（第6号議案及び第7号議案） >

### 株主提案について

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。株主提案がなされた場合、会社は、法令・定款違反等の場合を除いて、提案された議案及び提案の理由等を招集通知及び株主総会参考書類に記載することが義務付けられております。

第6号議案及び第7号議案は、1名の株主（議決権比率は0.01%未満）からの御提案によるものであります。

**当社取締役会としては、株主提案による議案のいずれにも反対しております。**

以下の各議案の件名、提案の内容及び提案の理由は、当該株主から提出された書面の原文のまま記載しております。

### 株主提案

## 第6号議案 商号の変更

### 【提案の内容】

定款第一章第一条に定める商号を「日本製鉄株式会社」から「トピーを支配する日本製鉄株式会社」と改める。英文では「GOVERNING TOPY、NIPPON STEEL CORPORATION」とする。

### 【提案の理由】

日本製鉄株式会社、は、過去、トピー工業（株）へ、社長として藤井 康雄氏、高松 信彦氏（旧新日本製鉄株式会社出身）を送り込んだが、両名とも、優れた経営手腕を発揮し、トピー工業（株）決算のみならず、日本製鉄株式会社連結決算に、多大なる貢献をした。従い、今後も永続的に、日本製鉄株式会社から、トピー工業（株）へ、優秀な経営手腕を発揮する社長を送り込み、さらに、なるべく多くの取締役も同様に送り込む意図を、ステークホルダーへ示すため、商号を「トピーを支配する日本製鉄株式会社」と改めることは、株式価値上昇に、多大なる貢献があると考えます。

### 【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**致します。

#### （反対の理由）

当社は、日本発祥の製鉄会社として、未来に向かい世界で成長を続ける企業にふさわしい、より包摂的で新たな商号とするため、2018年6月26日開催の第94回定時株主総会において、株主の皆様への御承認を得て、2019年4月1日以降、現在の「日本製鉄株式会社」という商号としております。

本議案は、当社の関連会社のうち特定の1社の社名を商号に含め、かつ、当該会社を「支配する」という文言を商号に含めるというものでありますが、当社は当該会社の経営を支配しておらず、上記の当社商号の趣旨に沿わない不適切な内容であると考えます。

従いまして、当社取締役会としては、本議案に反対致します。

## 株主提案

### 第7号議案 取締役及び取締役会の変更

#### 【提案の内容】

定款第四章第十五条を、「本公司は、6名以内の取締役及び取締役会を置く。取締役人数については、新日本製鐵（株）出身者と、住友金属工業（株）出身者を同数とする。」へ変更する。

#### 【提案の理由】

日本製鐵株式会社 株式価格は、長期間低迷状態にあるが、これは、全てにおいて、取締役会の責任である。まずは、意思決定の迅速化、及び取締役会人件費を削減するため、取締役人数を大幅に削減すべきである。

加えて、現在、日本製鐵株式会社 取締役会は、新日本製鐵（株）出身者9名、住友金属工業（株）出身者1名であるが、株式価格低迷の原因は、国営会社のような社風を持つ新日本製鐵（株）出身者が大多数を占める、歪な取締役会構成に一因があると考ええる。従い、民間企業の中でも、特に金勘定に厳しい住友系である、住友金属工業（株）出身者 取締役を増加させることは、必ず、株式価格低迷から抜け出すことになると考える。

#### 【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に**反対**致します。

#### （反対の理由）

当社取締役会は、当社の規模及び経営に対する監督機能の確保等の観点から、第1号議案「定款中一部変更の件」にてお諮りしております変更後の定款案第16条のとおり、取締役の員数については20名以内、このうち監査等委員である取締役の員数については7名以内とするのが相当であると考えております。

また、当社は、取締役候補者の指名に際しては、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性のもとより、取締役会全体の規模やそれを構成する社外役員を含めた候補者のバランスを考慮することとしており、かかる方針の下で指名した候補者を株主の皆様にお諮りすることが適切であると考えております。あらかじめ定款において出身企業を基準にした取締役の構成を定めることは、適切でないと考えます。

従いまして、当社取締役会としては、本議案に**反対**致します。

以上

# 事業報告 第95期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1)事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

#### 【全般の概況】

当期の世界経済は、米国においては個人消費が底堅く推移したものの、中国においては米中貿易摩擦を背景に、個人消費を中心に景気が減速傾向となり、成長が鈍化しました。第4四半期には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、世界の経済活動は急速に縮小し始めました。日本経済は、雇用・所得環境が底堅く推移したものの、通商摩擦や外需の減速に伴う製造業の景況悪化、消費税率引上げに伴う消費マインド悪化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念により、下期には景気の停滞感が強まりました。

鉄鋼市況については、世界経済の減速を受けて、自動車生産等消費財の生産が減退した結果、鋼板系品種の需要が減少し、国内外ともに低迷しました。一方で、世界の鉄鋼生産量の半分以上を占める中国では、政府が景気下支え策としてインフラ投資を増やしたことで条鋼系品種の国内需要が増加し、高水準の銑鉄生産が継続しました。これを受けて鉄鉱石等の主原料価格は高止まりし、「原料市況高・鋼材市況安」という過去に例を見ない状況となりました。

このような厳しい経営環境のなか、当社グループは、設備・操業安定化対策と紐付き分野の価格改善、最適な生産・出荷規模を追求する経済生産に取り組むとともに、2020年中期経営計画で掲げた諸施策を推進してまいりました。また、本年2月には、新たな生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策を実施することを決定致しました。

#### 【事業分野別の概況】

当社グループと致しましては、各事業分野において各社がそれぞれの環境変化に対応しながら、最大限の経営努力を重ねてまいりました。

## 製鉄事業

製鉄事業については、安全最優先のもとで、全社をあげた設備・操業安定化対策やコスト改善の実行、紐付き分野の価格改善、最適な生産・出荷規模を追求する経済生産に取り組むとともに、2020年中期経営計画で掲げた諸施策を推進してまいりました。一方で、米中貿易摩擦等の影響を受け、製造業向けを中心とした世界的な鋼材需要の低迷による生産・出荷量の減少、「原料市況高・鋼材市況安」という厳しい経営環境下でのマージン縮小、災害影響、在庫評価差、グループ会社の損益悪化、さらには事業用資産の減損損失計上等を受け、製鉄事業の売上収益は5兆2,573億円、事業利益は△3,253億円となりました。

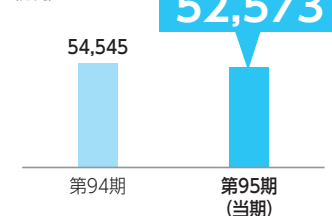
当期においては、国内では、設備の健全性の維持・強化及び新鋭設備の導入に取り組み、安定生産、生産性向上及びコスト改善等の効果を拡大するとともに、事業環境変化に柔軟に対応し得る強靱な製造体制の確立に向けて、最適生産体制の構築を進めてまいりました。具体的には、室蘭製鉄所の上工程を担う北海製鉄(株)のコークス炉の改修、九州製鉄所八幡地区の新鋭連続铸造設備の稼働、東日本製鉄所鹿島地区のUO鋼管工場休止及び同君津地区への生産集約等を実行致しました。

海外では、鋼材需要の伸びが確実に期待できる市場や、当社グループの技術力・商品力を活かせる分野において事業展開を進めてまいりました。昨年12月には、インドの高炉一貫メーカーであるエッサール スチール社をアルセロールミittal社と共同で買収し、アルセロールミittal ニッポンスチール インディア社として新たにスタートしました。インド鉄鋼業界の一員として発展の一翼を担い、今後拡大が見込まれる鉄鋼需要を着実に捕捉してまいります。

また、社会・産業の変化に伴い素材に求められる特性が多様化・高度化するなかで、それらのニーズに対応した素材開発及び利用加工技術等のソリューション提供を拡大してまいりました。水素ステーションの安全性向上・長寿命化・コンパクト化、水素の大流量化・高速充填を可能とする高圧水素用ステンレス鋼「HRX19<sup>®</sup>」や、建築物の大型化に伴う鉄骨の大断面化や工期短縮化のニーズに応える世界最大の圧延H形鋼「メガハイパービーム<sup>™</sup> (MEGA NSHYPER

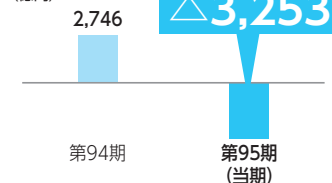
### 売上収益

(億円)



### 事業利益

(億円)



アルセロールミittal ニッポンスチール  
インディア社



BEAM™)」等、様々な分野で鉄の新たな可能性を提案してまいりました。さらに、電力や自動車向け電磁鋼板の需要拡大と効率化ニーズに対応するべく、九州製鉄所八幡地区及び瀬戸内製鉄所広畑地区において製造ラインの新設を決定致しました。

世界をリードする技術開発の推進（技術先進性の発揮）の面では、「衝突安全性を確保する船体用高延性厚鋼板製造技術の開発」で「大河内記念生産賞」、「高効率・軽量型永久磁石式リターダの開発による大型車両の安全性向上」で「市村産業賞 貢献賞」、「鉄鋼スラグによる多様な生態系サービスをもたらす海の森再生技術」で「市村地球環境産業賞 貢献賞」の各賞を昨年引き続き受賞致しました。また、データ解析、AI開発のプラットフォーム「NS-DIG®」を整備するなど、AIやIoTを含む高度ITの積極的な導入による安全かつ競争力のある製造現場づくり、品質向上、業務の高度化にも取り組んでまいりました。



高圧水素用ステンレス鋼「HRX19®」

環境面においては、世界最高水準にある鉄鋼製造段階でのエネルギー効率のさらなる向上に向けた取組み、また、環境にやさしい製品の開発・生産等、省エネ、CO<sub>2</sub>削減、循環型社会の形成に貢献してまいりました。昨年5月には、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同を表明し、その提言に沿ってシナリオ分析を開示するなど、気候変動が事業活動に与える影響について開示内容の充実化に取り組んでおります。

当社グループは、足元の厳しい経営環境に加えて、中長期的には、国内鉄鋼需要の縮小と海外鉄鋼市場における競合激化が想定される一方で、当社グループの主力製鉄所においては大規模な老朽更新投資が必要な時期を迎えることから、新たな生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策を実施することを、本年2月に決定致しました。生産設備構造対策については、国内製鉄事業最適生産体制の構築に向けた新たな取組みとして、より競争力のある一貫製鉄所を中心とする効率的な全社最適生産体制を構築するべく、瀬戸内製鉄所呉地区の全設備の休止、関西製鉄所和歌山地区の第1高炉と関連設備の休止等を実行してまいります。また、製品製造工程に関する競争力強化にも取り組んでまいります。経営ソフト刷新施策については、事業環境変化の拡大と高まる変化速度に的確に対応するべく、意思決定の迅速化と全社業務運営の一層の効率化を実現してまいります。コーポレート・ガバナンスに関する機関設計の見直しとして、本年6月に開催予定の第96回定時株主総会において関連する定款変更議案について株主の皆様から御承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行致します。また、機関設計の見直しにあわせ、本年4月には、日鉄日新製鋼(株)との合併を行ったうえでの経営体制のスリム化・効率化、同社の拠点を含む16拠点の6製鉄所への統合・再編成をはじめとした全社組織のスリム化により業務運営の一層の効率化を図ることと致しました。さらには、デジタル改革推進部（DX推進部）設置によるデータとデジタル技術の積極活用による事業競争力のさらなる強化を図っていくことと致しました。

## エンジニアリング事業

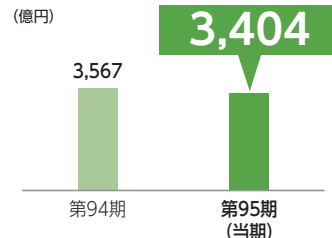
日鉄エンジニアリング(株)においては、製鉄・環境・エネルギー関連のプラント建設・施設運営から、海洋・港湾鋼構造物やパイプラインの建設、建築等の多様な領域で、総合エンジニアリング技術を活かしたサービスをグローバルに提供しております。当期は、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の専任組織を設置し、社内業務の効率化を加速するとともに、プラント操業データの収集・解析基盤のシステム運用を開始し、データの一元管理が可能となるなど、着実に成果をあげてきています。労務費や資材費高騰の影響等はあるものの、高水準の受注残高を保持する環境ソリューション事業でのシャフト炉式ガス化溶融炉及び建築・鋼構造事業での大型物流施設等において着実なプロジェクト実行管理を行ったことにより、エンジニアリング事業として、売上収益は3,404億円、事業利益は107億円となりました。



福島県双葉町減容化施設

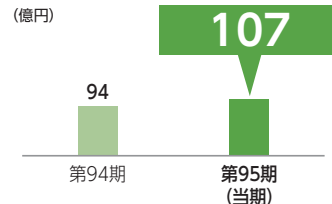
### 売上収益

(億円)



### 事業利益

(億円)



## ケミカル&マテリアル事業

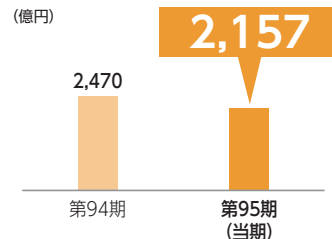
日鉄ケミカル&マテリアル(株)においては、上期まで堅調に推移してきた黒鉛電極向けニードルコークスの需要について、下期には陰りが見え始め、第4四半期には新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、より厳しい事業環境となりました。化学品事業においては、低迷を続けてきたスチレンモノマーの市況が、新型コロナウイルス感染拡大及び原油価格下落の影響を受けて、年度末に向けて大きく下落しました。機能材料事業においては、スマートフォン向け材料や半導体関連材料の販売が厳しい一方で、自動車や電子機器向けの絶縁・放熱材料として使用される球状アルミナの販売は堅調に推移しました。複合材料事業においては、補修・補強用途を中心に土木・建築分野向け炭素繊維複合材料の販売が伸長しました。ケミカル&マテリアル事業として、売上収益は2,157億円、事業利益は184億円となりました。



球状アルミナとその用途事例

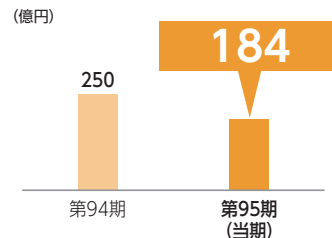
### 売上収益

(億円)



### 事業利益

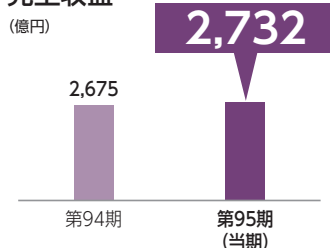
(億円)



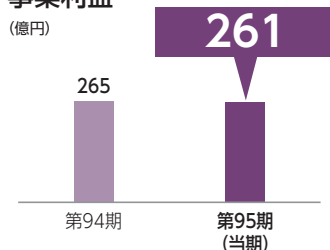
## システムソリューション事業

日鉄ソリューションズ(株)においては、幅広い業種の顧客に対し、システムの企画、構築、運用・保守を一貫して提供するとともに、顧客の事業環境変化に対応した先進的なソリューション・サービスを展開しております。当期は、当社の高度IT活用に向けたデータ解析・AI開発プラットフォーム「NS-DIG®」の構築支援等を行いました。また、IoT・AIを活用したソリューションの販売拡大を積極的に進めるとともに、5G関連ソリューションの販売に向けた整備に取り組み、サービス提供を開始しました。このように、DX推進による顧客の旺盛なIT投資等を背景に、堅調な事業環境が継続しました。システムソリューション事業として、売上収益は2,732億円、事業利益は261億円となりました。

売上収益  
(億円)



事業利益  
(億円)



自営無線網（ローカル5G/プライベートLTE）サービスのイメージ

## 【売上・損益】

当期の連結業績については、全社をあげた設備・操業安定化対策やコスト改善の実行、紐付き分野の価格改善、最適な生産・出荷規模を追求する経済生産を継続する一方で、世界的な鋼材需要の低迷による生産・出荷量の減少、「原料市況高・鋼材市況安」によるマージンの縮小、災害影響、在庫評価差、グループ会社の損益悪化、事業用資産の減損損失の計上等により、売上収益は5兆9,215億円、事業利益は△2,844億円となりました。これに加えて、事業再編損の計上、繰延税金資産の一部取崩し等により、親会社の所有者に帰属する当期利益は△4,315億円となりました。

当期の各事業部門の売上収益及び事業利益は、以下のとおりです。

## 【各事業部門の売上収益及び事業利益】

(単位 億円)

	製鉄	エンジニアリング	ケミカル&マテリアル	システムソリューション	調整額	合計
売上収益	52,573	3,404	2,157	2,732	△1,652	59,215
事業利益	△3,253	107	184	261	△144	△2,844

また、当期の単独業績については、売上高は3兆3,129億円、営業利益は△1,193億円、経常利益は△404億円、当期純利益は△4,556億円となりました。

## 【資産、負債及び資本】

当期末の連結総資産については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による今後の営業キャッシュ・フロー悪化に備えた、手元流動性確保のための現金及び現金同等物の増加(1,262億円)に加え、AMNS Luxembourg Holding S.A.株式取得等による持分法で会計処理されている投資の増加(851億円)、IFRS16号適用に伴うオペレーティング・リースのオンバランスの影響等による使用権資産の増加(936億円)等がありました。一方、事業用資産の減損損失等による有形固定資産の減少(4,341億円)、営業債権及びその他の債権の減少(1,417億円)、投資有価証券の売却や公正価値の減少を主体とした非流動資産のその他の金融資産の減少(3,315億円)等があり、当期末の連結総資産は前期末(8兆495億円)から6,045億円減少し7兆4,449億円となりました。

負債については、劣後債の発行等により有利子負債が2兆4,887億円と前期末(2兆3,692億円)から1,195億円増加した一方、営業債務及びその他の債務の減少(1,616億円)や退職給付に係る負債の増加(500億円)等があり、前期末(4兆4,421億円)から61億円増加し4兆4,483億円となりました。

資本については、親会社の所有者に帰属する当期損失による減少(4,315億円)、配当金の支払い

による減少（461億円）、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の減少を主体としたその他の資本の構成要素の減少（1,607億円）等により、前期末（3兆6,073億円）から6,107億円減少し2兆9,966億円となりました。なお、当期末の親会社の所有者に帰属する持分は2兆6,416億円となり、親会社の所有者に帰属する持分に対する有利子負債の比率（D/Eレシオ）は0.94倍となりました。

### 【剰余金の配当】

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、連結及び単独の財務体質等を勘案しつつ、第2四半期末及び期末の剰余金の配当を実施する方針と致しております。「業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安と致します。なお、第2四半期末の剰余金の配当は、中間期業績及び年度業績見通し等を踏まえて判断することとしております。

剰余金の配当については、上記方針に従い、第2四半期末の配当として、1株につき10円の配当を実施致しました。当期末の配当については、同方針に従い、当期の業績等を踏まえ、第3四半期決算発表時（2020年2月7日）に公表致しましたとおり、誠に遺憾ではありますが、実施を見送ることとさせていただきたく存じます（年間配当金としては、1株につき10円。）。

### 【今後の経営課題】

#### （次期の見通し）

世界経済は、保護貿易的な政策の広がり等に加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、不確実性が一段と高まっております。日本経済についても、世界経済の動向による影響、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等から、先行きが見通せない状況にあります。

国内外の鉄鋼需要は、世界経済の動向を受け、各分野においてさらに減少しています。2020年度第1四半期においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で自動車生産が落ち込むなど、鉄鋼需要は一段と減少しています。第1四半期における当社の生産・出荷規模については、粗鋼生産能力に対して稼働率60%程度となる見通しです。第2四半期においても、新型コロナウイルスの影響は継続すると想定しております。鉄鋼市況については、国内外ともに低迷している状況が続いており、先行きの不透明感も強く、今後の動向を引き続き注視していく必要があります。

2020年度の業績見通しについては、新型コロナウイルス感染拡大による影響の規模及び期間が不透明な状況にあり、現時点では、当社として合理的な算定・予想を行うことができません。従いまして、業績予想については未定とし、合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示致します。

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた大幅な鉄鋼需要減少に伴い、減産対応、BCP（事業継続計画）の実行等、迅速かつ適切な対応に取り組んでおります。減産対応については、高炉の出銑比引下げや、休風時間延長等に加えて、東日本製鉄所鹿島地区第1高炉、関西製鉄所和歌山地区第1高炉及び東日本製鉄所君津地区第2高炉について再稼働可能な状態で一時休止することを決定し、順次実行しております。あわせて、東日本製鉄所鹿島地区、君津地区及び関西製鉄所和歌山地区のークス炉の一部を一時休止しております。また、北海製鉄(株)（室蘭製鉄所構内）第2高炉は改修のための操業休止を前倒しすることとし、九州製鉄所八幡地区（小倉）第2高炉は実行準備ができ次第、送風を停止することと致しました（同高炉はそのまま9月末休止を迎える見込みであります）。BCPの実行については、罹患防止対策を徹底するとともに、出勤等については、政府及び自治体の要請内容に応じ対応しております。また、雇用維持に資する施策の一環として、国内の各事業所において、全社1人あたり平均で月2日程度の規模で臨時休業を4月から実施しております。資金面では、フリーキャッシュ・フローの悪化を踏まえた対策に取り組んでおります。

今後の経営環境については、新型コロナウイルスの影響が収束した後も、長期化する米中貿易摩擦、原油価格下落、新興国通貨下落等の影響や「原料市況高・鋼材市況安」の継続により、厳しい状況が続くことが見込まれます。当社グループは、そのような厳しい経営環境下でも収益を確保すべく、固定費の大幅圧縮や変動費の改善、紐付き分野の価格改善に継続して取り組み、2020年中期経営計画で掲げた諸施策を着実に実行してまいります。さらに、本年2月に公表した新たな生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策を確実に実施し、継続して一層競争力ある最適生産体制の構築を追求することで、より強靱で筋肉質な製鉄事業の国内製造体制を再構築し、国内外の重点分野・地域での事業拡大を図ることを通じて、企業価値ベースでの総合力世界No.1の鉄鋼メーカーの実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ、以上の諸事情を御賢察のうえ、今後ともよろしく御支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 当社組織の名称は、2020年4月1日付の日鉄日新製鋼(株)との合併及び当社製鉄所組織の統合・再編成後の名称で記載しております。

## 〔御参考〕「2020年中期経営計画」の進捗及び 「生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策」（2020年2月公表）の概要

### 「2020年中期経営計画」の進捗

当社グループは、「2020年中期経営計画」において、「社会・産業の変化に対応した素材とソリューションの提供」、「グローバル事業展開の強化・拡大」、「国内マザーミルの『つくる力』の継続強化」、「鉄鋼製造プロセスへの高度ITの実装」及び「持続可能な社会の実現への貢献（SDGs）」を当社が取り組むべき課題と捉え、諸施策を推進してまいりました。

凡例：★ 実行済み ☆ 予定

### 1. 社会・産業の変化に対応した素材とソリューションの提供

テーマ	2020年中期経営計画				
	～2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度～
<b>鉄の軽量化・マルチマテリアル化への対応</b> 軽量化や小型化、信頼性向上等のニーズを背景に、素材に求められる特性が多様化・高度化するなか、お客様ニーズの変化に対応した素材開発及び利用加工技術等のソリューション提供を拡大しております。		★自動車材料企画室設置 ★材料ソリューション研究部設置 ★日鉄ケミカル&マテリアル(株)発足 ★NSafe®-AutoConcept発表			☆超ハイテン鋼板供給体制強化 君津 6CGL稼働 ☆電磁鋼板能力・品質向上対策 八幡、広畑

### 2. グローバル事業展開・国内の事業再編

案件	2020年中期経営計画				
	～2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度～
<b>エッサール スチール社の共同買収</b> （アルセロールミッタル社（AM社）と共同買収）		★AM社と基本契約締結 ★AM社が落札者に決定 ★印会社法裁判所が再建計画を条件付きで承認 ★印最高裁が再建計画を承認 ★共同買収完了、AM/NS India発足			
<b>日鉄日新製鋼(株)合併</b> <b>ステンレス事業の再編・強化</b> ・ステンレス鋼板事業の再編・強化 ・溶接ステンレス鋼管事業の再編・強化	★子会社化		★完全子会社化 ★日鉄ステンレス(株)発足 ★日鉄ステンレス鋼管(株)発足	★当社と合併	
<b>特殊鋼事業の再編・強化</b> ・オバコ社の買収 ・山陽特殊製鋼(株)の子会社化		★完全子会社化 ★山陽特殊製鋼(株)による完全子会社化 ★子会社化			

### 3. 国内マザーミルの「つくる力」の継続強化

案件		2020年中期経営計画				
		～2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度～
高炉・製鋼	<b>室蘭製鉄所</b> ・ 北海製鉄(株)第2高炉改修 <b>関西製鉄所和歌山地区</b> ・ 高炉新鋭化 ・ 日鉄スチール(株)製鋼工場休止				☆完工予定	
	<b>瀬戸内製鉄所広畑地区</b> ・ 冷鉄源溶解プロセス刷新					☆電気炉： 22上期稼働予定 ☆溶解炉： 23上期休止予定
	<b>九州製鉄所八幡地区</b> *鉄源設備の集約 ・ 新鋭連続铸造設備（戸畑） ・ 小倉第2高炉・製鋼工場休止（小倉）			★稼働	☆休止予定 ※休止前倒しを決定 （2020年2月公表）	☆フルアップ予定
コークス	<b>室蘭製鉄所</b> ・ 北海製鉄(株)第5コークス炉 リフレッシュ <b>東日本製鉄所君津地区</b> ・ 第5コークス炉リフレッシュ <b>名古屋製鉄所</b> ・ 第3コークス炉リフレッシュ			★稼働		
			★稼働			☆21上期稼働予定
鋼管	<b>東日本製鉄所君津地区（東京）</b> ・ シームレス鋼管工場休止 <b>東日本製鉄所鹿島地区</b> ・ 大径鋼管工場休止				☆休止予定 関西製鉄所和歌山地区（海南）へ 生産集約	
				★休止	東日本製鉄所君津地区へ 生産集約	



#### 4. 鉄鋼製造プロセスへの高度ITの実装

テーマ	2020年中期経営計画				
	～2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度～
<b>高度ITの実装</b> AIやIoTを含む高度ITの積極的な導入により、安全かつ競争力のある製造現場づくり、予防保全による安定生産や品質向上、業務の高度化等の実現を目指しております。	★高度IT活用推進室設置、日鉄ソリューションズ(株)IoTソリューション事業推進部設置 ★情報セキュリティ管理室設置 ★日鉄ソリューションズ(株)AI研究開発センター設置	★インテリジェントアルゴリズム研究センター設置 ★「安全見守り」の全社展開開始 (スマートフォンを使った現場作業者の安全サポート)	★NS-DIG <sup>®</sup> 導入 (データ解析、AI開発のプラットフォーム)	★室蘭製鉄所でのローカル5G実証実験を開始予定	

#### 5. 持続可能な社会の実現への貢献 (SDGs)

テーマ	2020年中期経営計画				
	～2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度～
<b>持続可能な社会の実現への貢献 (SDGs)</b> 当社グループは、「常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献すること」を企業理念に掲げ、鉄づくりを通して、持続可能な社会の実現に向けてさまざまな取組みを推進しております。		★鉄のライフサイクルでエコを考えるLCA動画の制作 ★鉄鋼製品のライフサイクル環境負荷計算方法の国際ISO規格 (ISO 20915) 発行 ★プラスチックリサイクル累計300万トン達成	★24時間対応可能保育所を広畑に設置 (大分、君津、八幡、名古屋に続き5か所目) ★定年年齢65歳への引上げに向けた制度検討開始 ★TCFDへの賛同を表明 ★ESG投資のための株価指数の構成銘柄に2年連続で採用 (FTSE 4Good Index Series, FTSE Blossom Japan Index)	★ビバリー <sup>®</sup> シリーズが第2回エコプロアワードで優秀賞受賞 ★統合報告書及びサステナビリティレポート発行 ★テレワーク制度の導入 ★サステナビリティ説明会を開催 ★エコリーフ環境ラベルをH形鋼製品で取得	

## 6. 収益・財務体質目標、株主還元の進捗状況

	2018年度 (実績)	2019年度 (実績)	2020年度 (目標)
<b>ROS</b> (売上収益事業利益率)	5.5%	△4.8%	10%程度
<b>ROE</b> (親会社所有者帰属持分当期利益率)	7.9%	△14.7%	10%程度
<b>D/Eレシオ</b> (親会社の所有者に帰属する持分に対する有利子負債の比率)	0.73 ※1 (0.66)	0.94 ※1 (0.74)	0.7程度
<b>コスト改善 (単独)</b>	440億円	600億円	※2 年率1,500億円
<b>連結配当性向</b>	28.4%	—	30%程度目安

※1 劣後ローン、劣後債資本金調整後

※2 2018年度～2020年度の3カ年累計

### 「生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策」(2020年2月公表)の概要

当社グループの経営環境は、足元の厳しい状況に加えて、中長期的には、国内市場は高齢化・人口減少による建設需要の縮小やユーザーの海外現地生産拡大等に伴う需要の減少が見込まれ、海外市場においても競合激化が想定されます。一方、当社グループは、主力製鉄所が建設から50年程度経過し、今後、現状の生産能力を維持するために大規模な老朽更新投資が必要な時期を迎える状況にあります。こうした厳しい環境条件を見据え、当社は、2020年2月に、新たな生産設備構造対策と経営ソフト刷新施策を実施することを決定致しました。

#### I. 生産設備構造対策 ～国内製鉄事業最適生産体制の構築に向けた新たな取組み～

鉄源一貫生産での競争力を高める観点から、各製鉄所の一貫生産・出荷能力、コスト競争力、商品力等の競争力を総合的に勘案し、瀬戸内製鉄所呉地区の全設備及び関西製鉄所和歌山地区第1高炉と関連設備を休止します。また、製品製造工程についても、ライン集約等の競争力強化に取り組みます。詳細は以下のとおりです。

凡例：☆休止予定

	案件	～2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
製鉄	<b>関西製鉄所和歌山地区</b> ・第1高炉、第4・5コークス炉、第5-1焼結機、第3連続鋳造機の一部設備				☆上期目途	
	<b>瀬戸内製鉄所呉地区</b> ・鉄源（高炉・焼結・製鋼）設備 ・熱延・酸洗等上記以外全設備			☆上期末目途		☆上期末目途
厚板	<b>名古屋製鉄所</b> ・厚板ライン				☆下期目途	
薄板	<b>瀬戸内製鉄所阪神地区（堺）</b> ・電気亜鉛めっきライン、連続焼鈍ライン、No.1溶融アルミめっきライン			☆年度末目途		
	<b>瀬戸内製鉄所広畑地区</b> ・ブリキ製造ライン			☆年度末目途 ※従来：2021年度下期中目途休止を前倒し		
チタン	<b>関西製鉄所製鋼所地区</b> ・チタン丸棒製造専用設備					☆年度末目途
	<b>九州製鉄所大分地区（光鋼管）</b> ・チタン溶接管製造ライン			☆上期末目途		
ステンレス	<b>日鉄ステンレス(株)衣浦製造所</b> ・熱延工場 ・精密品製造専用設備			☆12月末目途 ☆上期末目途		

## II. 経営ソフト刷新施策 ～意思決定の迅速化、業務運営の効率化に向けた取組み～

### 1. コーポレート・ガバナンスに関する機関設計の見直しと経営体制のスリム化・効率化

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化して経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させ、さらに、取締役会の経営に対する監督機能の強化を図ること等を目的として、本年6月に開催予定の第96回定時株主総会で関連

する定款変更議案の承認をいただき、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行します。

## (2) 経営体制のスリム化・効率化

機関設計の見直しにあわせ、経営体制のスリム化に取り組みます。

## 2. 全社的な組織・業務運営の一層の効率化

2020年4月1日付で、従来の16拠点（同日合併した日鉄日新製鋼株の4拠点含む）からなる製鉄所組織を、室蘭、東日本、名古屋、関西、瀬戸内及び九州の6製鉄所に統合・再編成しました。各製鉄所において組織の重複を排除しつつ効率的にマネジメントする体制を整備するため、組織編成の大幅な見直しを行い、部組織を3割強削減しました。また、本社については各部門の全社統括機能を堅持しつつ、室組織を大括り化により3割削減しました。支社・支店、技術開発本部等においても部・室組織の統合・再編成によるスリム化を図りました。

こうした全社組織のスリム化を通じて、職場のマネジメント力の向上、課題解決の迅速化を図るとともに、業務運営の一層の効率化を実現してまいります。

## 3. デジタルトランスフォーメーションへの対応強化

データとデジタル技術の積極活用による事業競争力のさらなる強化を目的として、2020年4月1日付で「デジタル改革推進部（DX推進部）」を設置する等、デジタルトランスフォーメーションに関わる組織の再編及び機能の再構築を行いました。

## Ⅲ. 日本製鉄グループのさらなる事業基盤強化に向けて

当社は、上記Ⅰ. Ⅱ. の施策に加え、より強靱で筋肉質な製鉄事業の国内製造体制を再構築するとともに、国内外の重点分野・地域での事業拡大を図ることを通じ、企業価値ベースでの総合力世界No.1の鉄鋼メーカーを実現するため、今後も、

1. 製鉄事業最適生産体制のさらなる追求
2. グループ会社を含めた国内外事業の選択と集中の徹底
3. 重点事業分野・地域・商品に係る戦略的投資の推進
4. 少子高齢化及びダイバーシティ・インクルージョンへの対応
5. 地球環境との調和ある成長

という視点から鋭意諸施策を継続検討し、成案を得たものから逐次実行してまいります。

(注) 当社組織の名称は、2020年4月1日付の日鉄日新製鋼株との合併及び当社製鉄所組織の統合・再編成後の名称で記載しております。

## (2)資金調達の様況

発行年月日	件名	発行総額
2019年6月6日	第1回無担保社債	300億円
2019年6月6日	第2回無担保社債	300億円
2019年6月6日	第3回無担保社債	200億円
2019年9月6日	第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債	700億円
2019年9月6日	第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債	300億円
2019年9月6日	第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債	2,000億円

## (3)設備投資の様況

区分	件名
当期に完成した主要設備投資	当社 八幡製鉄所 第3連続鋳造設備新設（付帯設備を含む）
当期継続中の主要設備投資	当社 名古屋製鉄所 第3コークス炉改修（付帯設備を含む） 北海製鉄(株) 第2高炉改修

## (4)事業の譲渡等の様況

当期において重要な事業の譲渡等はありません。

## (5)財産及び損益等の状況の推移

国際会計基準（IFRS）に基づく当期及び過去の財産及び損益等の状況

区分	事業年度	第93期 (参考)	第94期	第95期 (当期)
生産高				
粗鋼	(万トン)	4,702	4,784	4,705
売上収益	(億円)	57,129	61,779	59,215
(内、海外売上収益)		(19,837)	(21,247)	(20,660)
事業利益 (△は損失)	(億円)	2,887	3,369	△2,844
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (△は損失)	(億円)	1,808	2,511	△4,315
資産合計	(億円)	77,561	80,495	74,449
親会社の所有者に 帰属する持分	(億円)	31,369	32,307	26,416
基本的1株当たり当期利益 (△は損失)		204円87銭	281円77銭	△468円74銭
1株当たり親会社所有者 帰属持分		3,554円21銭	3,509円72銭	2,869円19銭
1株当たり配当額		70円	80円	10円
(内、1株当たり中間配当額)		(30円)	(40円)	(10円)
連結配当性向	(%)	34.2	28.4	—

(注1) 第94期から、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（IFRS）に従って連結計算書類を作成しております。

(注2) 第93期の諸数値については、参考として記載しております。

(注3) 粗鋼生産高は、当社の生産高に連結子会社の生産高を加えた数値です。

(注4) 事業利益とは、持続的な事業活動の成果を表し、当社グループの業績を継続的に比較・評価することに資する連結経営業績の代表的指標であり、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費並びにその他費用を控除し、持分法による投資利益及びその他収益を加えたものです。その他収益及びその他費用は、受取配当金、為替差損益、固定資産除却損等から構成されております。

## 日本基準に基づく過去の財産及び損益等の状況

区分	事業年度	第92期	第93期
生産高			
粗鋼	(万トン)	4,536	4,702
売上高	(億円)	46,328	56,686
(内、海外売上高)		(16,769)	(19,600)
経常利益	(億円)	1,745	2,975
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	1,309	1,950
総資産	(億円)	72,619	75,924
純資産	(億円)	32,910	35,155
1株当たり当期純利益		147円96銭	221円00銭
1株当たり純資産額		3,340円21銭	3,563円80銭
当社1株当たり配当額		45円	70円
(内、1株当たり中間配当額)		(—)	(30円)
連結配当性向	(%)	30.4	31.7

(注) 粗鋼生産高は、当社の生産高に連結子会社の生産高を加えた数値です。

(6)主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主要製品等	
製鉄事業	鋼	条鋼 鋼片、軌条、鋼矢板、H形鋼、その他形鋼、棒鋼、バーインコイル、普通線材、特殊線材
	材	鋼板 厚板、中板、熱延薄板類、冷延薄板類、ブリキ、ティンフリースチール、亜鉛めっき鋼板、その他金属めっき鋼板、塗装鋼板、冷延電気鋼帯
	鋼	鋼管 継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管、冷けん鋼管、めっき鋼管、被覆鋼管
	材	交通産機品 鉄道車両部品、型鍛造品、鍛造アルミホイール、リターダ、環状圧延品、鍛鋼品
	特殊鋼	ステンレス鋼、機械構造用炭素鋼、構造用合金鋼、ばね鋼、軸受鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼
	鋼材二次製品	スチール・合成セグメント、NS-BOX、メトロデッキ、パンザーマスト、制振鋼板、建築用薄板部材、コラム、溶接材料、ドラム缶、ボルト・ナット・ワッシャー、線材加工製品、油井管付属品、建築・土木建材製品
	銑鉄・鋼塊他	製鋼用銑、鋳物用銑、鋼塊、鉄鋼スラグ製品、セメント、鋳物用コークス
	製鉄事業に付帯する事業	機械・電気・計装関係機器の設計・整備・工事施工、海上運送、港湾運送、陸上運送、荷役、倉庫業、梱包作業、材料試験・分析、作業環境測定、技術情報の調査、施設運営管理、警備保障業、原料決済関連サービス、製鉄所建設エンジニアリング、操業指導、製鉄技術供与、ロール
エンジニアリング事業	その他	チタン展伸材、電力、不動産、サービスその他
ケミカル&マテリアル事業	製鉄プラント、産業機械・装置、工業炉、資源循環・環境修復ソリューション、環境プラント、水道工事、エネルギー設備プラント、化学プラント、タンク、陸上・海底配管工事、エネルギー関連ソリューション、海洋構造物加工・工事、土木工事、建築総合工事、鉄骨工事、トラス、システム建築製品、免震・制振デバイス	
システムソリューション事業	ピッチコークス、ピッチ、ナフタリン、無水フタル酸、カーボンブラック、スチレンモノマー、ビスフェノールA、スチレン系樹脂、エポキシ樹脂、無接着剤FPC用銅張積層板、液晶ディスプレイ材料、有機EL材料、UV・熱硬化性樹脂材料、圧延金属箔、半導体用ボンディングワイヤ・マイクロボール、半導体封止材用フィラー、炭素繊維複合材、排気ガス浄化用触媒担体	
システムソリューション事業	コンピュータシステムに関するエンジニアリング・コンサルティング、ITを用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス	



(7) 主要な工場、研究所、本社・支社・支店及び海外事務所 (2020年3月31日現在)

工場	鹿島製鉄所 (鹿嶋市)、君津製鉄所 (君津市、東京都板橋区)、 名古屋製鉄所 (東海市)、和歌山製鉄所 (和歌山市、海南市、堺市)、 広畑製鉄所 (姫路市)、八幡製鉄所 (北九州市)、 大分製鉄所 (大分市、光市)、室蘭製鉄所 (室蘭市)、 釜石製鉄所 (釜石市)、尼崎製造所 (尼崎市)、 製鋼所 (大阪市)、直江津製造所 (上越市)
研究所	鉄鋼研究所、先端技術研究所、プロセス研究所 (以上富津市、尼崎市、神栖市) 各技術研究部 (室蘭、鹿島、君津、名古屋、広畑、八幡、大分各製鉄所所在地)
本社・支社・支店	本社 (東京都千代田区) 大阪支社 (大阪市) 北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、新潟支店 (新潟市)、 北陸支店 (富山市)、茨城支店 (水戸市)、 名古屋支店 (名古屋市、東海市)、中国支店 (広島市)、 四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)
海外事務所	北京事務所 (中国)、上海事務所 (中国)、 広州事務所 (中国)、ドバイ事務所 (アラブ首長国連邦) NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC. (米国)、 NIPPON STEEL AMÉRICA DO SUL LTDA. (ブラジル)、 NIPPON STEEL EUROPE GmbH (ドイツ)、 NIPPON STEEL AUSTRALIA PTY. LIMITED (豪州)、 日鉄諮詢 (北京) 有限公司 (中国)、PT. NIPPON STEEL INDONESIA (インドネシア)、 NIPPON STEEL VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)、 NIPPON STEEL SOUTHEAST ASIA PTE. LTD. (シンガポール)、 NIPPON STEEL (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、 NIPPON STEEL INDIA PRIVATE LIMITED (インド)

(注1) 海外事務所には現地法人を含めております。

(注2) 主要な子会社及びその所在地は、「(9) 重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

(注3) 工場について、2020年4月1日付で、次のとおり製鉄所組織の統合・再編成を実施しております。

- ・鹿島製鉄所、君津製鉄所、釜石製鉄所及び直江津製造所を統合・再編成し、東日本製鉄所とする。
- ・和歌山製鉄所、尼崎製造所及び製鋼所を統合・再編成し、関西製鉄所とする。
- ・広畑製鉄所、日鉄日新製鋼(株) (2020年4月1日付で当社と合併) の呉製鉄所、同社堺製造所、同社東予製造所及び同社大阪製造所を統合・再編成し、瀬戸内製鉄所とする。
- ・八幡製鉄所と大分製鉄所を統合・再編成し、九州製鉄所とする。

(注4) 本社・支社・支店について、2020年4月1日付で、次のとおり支店の統廃合・再編成を実施しております。

- ・四国支店を大阪支社に統合する。
- ・北陸支店を新潟支店に統合する。
- ・茨城支店を廃止し、本社の関連する営業部に機能を移管する。

## (8)従業員（使用人）の状況（2020年3月31日現在）

### ①当社グループ

（単位 名）

事業区分	従業員数	
製鉄事業	92,035	[18,316]
エンジニアリング事業	4,737	[741]
ケミカル&マテリアル事業	3,147	[620]
システムソリューション事業	6,680	[48]
合 計	106,599	[19,725]

（注1）各事業に従事する当社及び子会社の従業員数を記載しております。

（注2）臨時従業員数は、[ ]内に当期の平均を外数で記載しております。

### ②当社

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
27,096名 [4,087名]	37.2歳	15.1年

（注）臨時従業員数は、[ ]内に当期の平均を外数で記載しております。

## (9)重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

### 〔製鉄事業〕

会社名 (本店所在地)	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社]	百万円	%	
山陽特殊製鋼(株) (姫路市)	53,800	※53.1	特殊鋼製品の製造販売
日鉄日新製鋼(株) (東京都千代田区)	30,000	100.0	普通鋼・特殊鋼の製造販売
日鉄鋼板(株) (東京都中央区)	12,588	100.0	亜鉛鉄板・着色亜鉛鉄板・表面処理鋼板・建築材料の製造販売
大阪製鐵(株) (大阪市)	8,769	※60.9	形鋼・棒鋼・鋼片の製造販売
日鉄建材(株) (東京都千代田区)	5,912	100.0	建築建材・土木建材・着色亜鉛鉄板・製鋼用パウダーの製造販売
日鉄鋼管(株) (東京都千代田区)	5,831	100.0	鋼管の製造販売
黒崎播磨(株) (北九州市)	5,537	※42.9	耐火物の製造販売、築炉工事
日鉄テックスエンジ(株) (東京都千代田区)	5,468	100.0	鉄鋼生産設備等の機械・電気計装・システム・建設に関するエンジニアリング及び整備、操業
日鉄ステンレス(株) (東京都千代田区)	5,000	100.0	ステンレス鋼の製造販売
日鉄物流(株) (東京都中央区)	4,000	100.0	海上運送、陸上運送、倉庫業
日鉄SGワイヤ(株) (東京都千代田区)	3,634	100.0	線材加工製品の製造販売
ジオスター(株) (東京都文京区)	3,352	※42.0	土木コンクリート製品・金属製品の製造販売
日鉄溶接工業(株) (東京都江東区)	2,100	100.0	溶接材料・溶接機器の製造販売
日鉄ドラム(株) (東京都江東区)	1,654	100.0	ドラム缶の製造販売
日鉄高炉セメント(株) (北九州市)	1,500	100.0	セメント・鉄鋼スラグ製品・生石灰製品の製造販売
日鉄セメント(株) (室蘭市)	1,500	85.0	セメントの製造販売
日鉄ファイナンス(株) (東京都千代田区)	1,000	100.0	金銭債権の買取等グループファイナンス業務の請負
日鉄ステンレス鋼管(株) (東京都千代田区)	916	100.0	ステンレス鋼管の製造販売
日鉄鋼線(株) (関市)	697	51.0	線材二次加工製品の製造販売
日鉄環境(株) (東京都中央区)	500	※84.2	水処理設備等の設計施工・運転・維持管理、土木工事の設計施工、環境・化学分析
日鉄ボルテン(株) (大阪市)	498	85.0	ハイテンションボルト等の製造販売
日鉄スチール(株) (和歌山市)	400	100.0	H形鋼の製造販売

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
NIPPON STEEL TUBOS DO BRASIL LTDA. (ブラジル国リオデジャネイロ州)	1,221 百万リアル	※100.0	シームレス鋼管の販売
PT KRAKATAU NIPPON STEEL SUMIKIN (インドネシア国チレゴン市)	141 百万米ドル	80.0	冷延鋼板・溶融亜鉛めっき鋼板の製造販売
NS-Siam United Steel Co., Ltd. (タイ国ラヨン県)	13,007 百万タイバツ	80.2	冷延鋼板・溶融亜鉛めっき鋼板の製造販売
Standard Steel, LLC (米国ペンシルベニア州)	47 百万米ドル	※100.0	鉄道用車輪・車軸の製造販売
NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC. (米国ニューヨーク州)	40 百万米ドル	100.0	米国を中心とした北米地域における事業会社への投融資及び情報収集
PT PELAT TIMAH NUSANTARA TBK. (インドネシア国ジャカルタ市)	26 百万米ドル	35.0	ブリキの製造販売
NIPPON STEEL (THAILAND) CO., LTD. (タイ国バンコク都)	718 百万タイバツ	100.0	タイ国を中心としたアジア地域における情報収集
NIPPON STEEL AUSTRALIA PTY. LIMITED (豪州ニューサウスウェールズ州)	21 百万豪ドル	100.0	豪州における鉱山事業への参画及び情報収集
NIPPON STEEL Steel Processing (Thailand) Co., Ltd. (タイ国ラヨン県)	571 百万タイバツ	※66.5	冷間圧造用鋼線・磨棒鋼の製造販売
Ovako AB (スウェーデン国ストックホルム市)	60 千ユーロ	※100.0	特殊鋼及び二次加工製品の製造販売

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[持分法適用会社]	百万円	%	
合同製鐵(株) (大阪市)	34,896	※15.2	形鋼・軌条・棒鋼・鋼片・線材製品の製造販売
トピー工業(株) (東京都品川区)	20,983	※20.3	形鋼・棒鋼・自動車産業機械部品の製造販売
共英製鋼(株) (大阪市)	18,515	25.8	棒鋼・形鋼・鋼片の製造販売及び鋼材の加工販売
日鉄物産(株) (東京都港区)	16,389	※35.0	鉄鋼・産機・インフラ・繊維・食糧その他の商品の販売及び輸出入業
新日本電工(株) (東京都中央区)	11,026	※20.9	合金鉄・機能材料の製造販売、環境事業、電力事業
日亜鋼業(株) (尼崎市)	10,720	22.6	線材製品・ボルトの製造販売
NSユニテッド海運(株) (東京都千代田区)	10,300	32.8	海運業
ユニプレス(株) (横浜市)	10,169	16.3	自動車部品の製造販売
(株)大阪チタニウムテクノロジーズ (尼崎市)	8,739	23.9	金属チタン及びチタンの新用途開発品である高機能材料の製造販売
日本コークス工業(株) (東京都江東区)	7,000	21.7	コークスの製造販売、石炭の販売
三晃金属工業(株) (東京都港区)	1,980	※32.2	金属屋根・建築材料等の製造・加工・施工・販売
(株)サンユウ (枚方市)	1,513	※34.2	磨棒鋼・冷間圧造用鋼線の製造販売
NST日本鉄板(株) (東京都中央区)	1,300	※34.0	鉄鋼製品・金属加工機械・電機・電子機器の販売及び加工業並びに輸出入業
Usinas Siderúrgicas de Minas Gerais S.A.-USIMINAS (ブラジル国ミナスジェライス州)	13,200 百万リアル	31.2	鉄鋼製品の製造販売
VALLOUREC SOLUÇÕES TUBULARES DO BRASIL S.A. (ブラジル国ミナスジェライス州)	8,688 百万リアル	※15.0	シームレス鋼管等の製造
宝鋼日鉄自動車鋼板有限公司 (中国上海市)	3,000 百万元	50.0	自動車用鋼板の製造販売
武鋼日鉄(武漢)ブリキ有限公司 (中国湖北省)	2,310 百万元	50.0	ブリキ・ブリキ原板等の製造販売
AMNS Luxembourg Holding S.A. (ルクセンブルグ国ルクセンブルク市)	230 百万米ドル	40.0	ArcelorMittal Nippon Steel India Limitedの持株会社
Jamshedpur Continuous Annealing & Processing Company Pvt. Ltd. (インド国西ベンガル州)	13,520 百万インドルピー	49.0	自動車用冷延鋼板の製造販売
UNIGAL Ltda. (ブラジル国ミナスジェライス州)	584 百万リアル	※30.0	溶融亜鉛めっき鋼板の製造
Companhia Nipo-Brasileira De Pelotizacao (ブラジル国エスピリトサント州)	432 百万リアル	※33.0	ペレット製造設備の保有・リース
Al Ghurair Iron & Steel LLC (アラブ首長国連邦アブダビ首長国)	165 百万ディルハム	20.0	溶融亜鉛めっき鋼板の製造販売
広州太平洋馬口鐵有限公司 (中国広東省)	36 百万米ドル	25.0	ブリキの製造販売

## [エンジニアリング事業]

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 日鉄エンジニアリング(株) (東京都品川区)	百万円 15,000	% 100.0	産業機械・装置、鋼構造物等の製造販売、建設工事の請負、廃棄物処理・再生処理事業、電気・ガス・熱等供給事業

## [ケミカル&マテリアル事業]

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 日鉄ケミカル&マテリアル(株) (東京都中央区)	百万円 5,000	% 100.0	石炭化学製品、石油化学製品、電子材料、半導体・電子部品用材料・部材、炭素繊維・複合材、金属加工品の製造販売

## [システムソリューション事業]

会社名（本店所在地）	資本金	持株比率	事業の内容
[子会社] 日鉄ソリューションズ(株) (東京都中央区)	百万円 12,952	% 61.3	コンピュータシステムに関するエンジニアリング・コンサルティング、ITを用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス

(注1) ※印は子会社保有の株式を含んでおります。

(注2) 黒崎播磨(株)、ジオスター(株)及びPT PELAT TIMAH NUSANTARA TBK.は、当社グループの持分が100分の50以下ですが、実質的に支配しているものと判断し、子会社として連結しております。

(注3) 合同製鐵(株)、ユニプレス(株)及びVALLOUREC SOLUÇÕES TUBULARES DO BRASIL S.A.は、当社グループの持分が100分の20未満ですが、実質的に重要な影響力を有しているものと判断し、関連会社として持分法を適用しております。

(注4) 日鉄日新製鋼(株)は、当社を存続会社、同社を消滅会社とする吸収合併により、2020年4月1日をもって解散しております。

(注5) PT KRAKATAU NIPPON STEEL SUMIKINは、2020年4月13日をもって、PT KRAKATAU NIPPON STEEL SYNERGYに商号変更しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

(単位 億円)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	3,516
(株)三菱UFJ銀行	3,440
(株)みずほ銀行	2,997
三井住友信託銀行(株)	1,319
農林中央金庫	828

## (11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 剰余金の配当等

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、連結及び単独の財務体質等を勘案しつつ、第2四半期末及び期末の剰余金の配当を実施する方針と致しております。

「業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安と致します。

なお、第2四半期末の剰余金の配当は、中間期業績及び年度業績見通しを踏まえて判断することとしております。

期末の剰余金の配当については、従前どおり定時株主総会の決議によることとし、これ以外の剰余金の配当・処分等（第2四半期末の剰余金の配当を含む。）については、機動性を確保する観点等から、定款第36条の規定に基づき取締役会の決議によることと致します。

### ② 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得については、機動性を確保する観点から、定款第36条の規定に基づき取締役会の決議によることと致します。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することと致しております。

## (12) その他

第二次世界大戦中に日本製鐵(株)で働いていたと主張する韓国人元徴用工4名が、韓国において当社を被告として提起した損害賠償請求訴訟に関し、2018年10月30日、韓国大法院（最高裁判所）は、当社の上告を棄却（当社敗訴）する判決（原告4名に対し合計4億ウォン（約4千万円）及び遅延利息の支払いを命ずるもの）を下しました。

また、上記訴訟を含む韓国におけるいわゆる徴用工訴訟に関し、当社の韓国国内の資産（当社が保有するPosco-Nippon Steel RHF Joint Venture Co., Ltd.株式の一部）が差押えを受けております。

当社は、日韓両国政府間の外交交渉の状況等も踏まえ、適切に対応致します。

当社は、2020年4月1日に、当社を存続会社、日鉄日新製鋼(株)を消滅会社とする吸収合併を行いました。

## 2. 株式及び新株予約権等に関する事項

### (1) 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 2,000,000,000 株
- ②発行済株式の総数 950,321,402株 (内、自己株式の数 28,321,065株)
- ③株主数 439,491名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	41,192 <sup>千株</sup>	4.5 <sup>%</sup>
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	30,070	3.3
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	27,286	3.0
日本生命保険(相)	24,532	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	18,808	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	18,053	2.0
JP MORGAN CHASE BANK 385151	14,330	1.6
住友商事(株)	14,209	1.5
明治安田生命保険(相)	14,064	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	12,275	1.3

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除したうえで計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。



### 3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応えて、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えております。

製鉄事業を中核とする当社においては、これまで、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用してまいりました。

今般、当社は、製鉄事業等を取り巻く環境の変化が一層大きくなる中、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化して経営方針・経営戦略の策定などの議論をより充実させ、さらに、取締役会の経営に対する監督機能の強化を図ること等を目的として、本年6月に開催予定の第96回定時株主総会で関連する定款変更議案について株主の皆様から御承認が得られることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを、2020年2月7日開催の取締役会において決議致しました。

なお、同定時株主総会において、関連する会社提案議案が原案どおり可決された場合、当社取締役会における社外取締役の割合は3分の1超（18名中7名）となり、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性の確保、経営に対する監督機能の強化が図られることとなります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 当期末の体制

地位及び氏名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
代表取締役会長 進 藤 孝 生	(一般社団法人日本経済団体連合会 副会長)
代表取締役社長 橋 本 英 二	(一般社団法人日本鉄鋼連盟 副会長)
代表取締役副社長 谷 本 進 治	知的財産、安全推進、防災推進、技術総括（ものづくり標準化推進を含む）、品質保証、設備・保全技術、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、スラグ・セメント事業推進担当 グローバル事業推進本部インド一貫製鉄プロジェクトサブリーダー 環境に関する事項につき、右田副社長に協力
中 村 真 一	営業総括、物流、プロジェクト開発、機材調達、各品種事業、支社・各支店担当 各海外事務所（現地法人を含む）に関する事項につき、宮本副社長に協力 (宝鋼日鉄自動車鋼板有限公司 副董事長)
井 上 昭 彦	技術開発本部長 (一般社団法人日本鉄鋼協会 副会長 一般財団法人金属系材料研究開発センター 理事長)
宮 本 勝 弘	グローバル事業推進本部長、グローバル事業推進本部インド一貫製鉄プロジェクトリーダー 財務、原料、各海外事務所（現地法人を含む）担当 (武鋼日鉄（武漢）プリキ有限公司 董事長 一般社団法人日本鉄源協会 会長)
右 田 彰 雄	経営企画、関係会社、総務、法務、内部統制・監査、業務プロセス改革推進、人事労政、環境、業務改革・標準化担当 (公益財団法人日本製鉄文化財団 代表理事)
常務取締役 西 浦 新	鋼管事業部長、グローバル事業推進本部VSBプロジェクトリーダー (日鉄鋼管(株) 取締役)
飯 島 敦	薄板事業部長、グローバル事業推進本部上海宝山冷延・CGLプロジェクトリーダー、 グローバル事業推進本部インドC.A.P.L.プロジェクトリーダー 営業総括、物流に関する事項管掌 業務改革・標準化に関する業務につき、松村常務執行役員及び総務部長に協力 (日鉄建材(株) 取締役 日鉄鋼板(株) 取締役 広州太平洋馬口鐵有限公司 董事 宝鋼日鉄自動車鋼板有限公司 董事)
安 藤 豊	知的財産、安全推進、防災推進、技術総括（ものづくり標準化推進を含む）、品質保証、設備・保全技術、製鉄技術、製鋼技術、エネルギー技術、スラグ・セメント事業推進に関する事項管掌 各品種事業に関する事項につき、中村副社長を補佐 物流技術に関する業務につき、飯島常務取締役に協力

地位及び氏名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
取締役（社外取締役） 大塚 陸 毅	東日本旅客鉄道(株) 相談役 (電源開発(株) 社外監査役 JXTGホールディングス(株) 社外取締役)
藤 崎 一 郎	(一般社団法人日米協会 会長)
伊 岐 典 子	公益財団法人21世紀職業財団 会長 (日本電気(株) 社外取締役)
常任監査役（常勤） 松 野 正 人	
吉 江 淳 彦	
監査役（常勤） 釣 部 正 人	
監査役（社外監査役） 大 林 宏	大林法律事務所 弁護士 (大和証券(株) 社外監査役 三菱電機(株) 社外取締役 日本たばこ産業(株) 社外監査役)
牧 野 治 郎	一般社団法人日本損害保険協会 副会長
東 誠 一郎	公認会計士東誠一郎事務所 公認会計士 (関西ペイント(株) 社外監査役)
吉 川 洋	立正大学長

(注1) 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

(注2) 代表取締役副社長右田彰雄氏は、2019年6月27日まで日鉄物産(株)社外監査役に就任しておりました。

(注3) 社外監査役東誠一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。

(注4) 当社は、社外取締役大塚陸毅氏の兼職先である東日本旅客鉄道(株)と鋼材取引等の関係があります。

(注5) 当社は、社外監査役大林宏氏の兼職先である三菱電機(株)と鋼材取引等の関係があります。

(注6) 当社は、社外取締役（大塚陸毅氏、藤崎一郎氏及び伊岐典子氏）並びに社外監査役（大林宏氏、牧野治郎氏、東誠一郎氏及び吉川洋氏）の7名全員について、国内の各上場金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2)当期中に辞任した会社役員

2019年6月25日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって、監査役永易克典氏は辞任致しました。

## (3)当期に係る報酬等の額

役員区分	人数（名）	報酬等の区分	報酬等の額（円）
取締役	15	報酬	910,777,000
内、社外取締役	3	報酬	43,200,000
監査役	9	報酬	210,000,000
内、社外監査役	5	報酬	57,600,000
合計	24	報酬	1,120,777,000

(注) 上記には、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名（内、社外監査役1名）を含んでおります。

## (4)取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する事項

### ①方針の内容

当社の「取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針」は、以下の（i）及び（ii）のとおりです。

#### （i）取締役

求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

#### （ii）監査役

役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

上記の方針のもと、取締役の報酬は、月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績連動型とし、連結の業績に応じた変動については、当社の連結当期損益及び製鉄セグメント事業損益の前年度実績に基づき、中期経営計画との関係も勘案し、決定することとしております。

なお、取締役及び監査役の退職慰労金制度は2006年に廃止しております。また、取締役及び監査役の賞与については、2013年に「取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針」から賞与に関する部分を削除しております。

### ②方針の決定方法

取締役については、会長、社長及び社長が指名する3名の社外役員からなる「役員人事・報

酬会議」での検討を経て取締役会決議により、監査役については監査役の協議により、上記①に掲げる方針をそれぞれ定めております。

同会議においては、外部機関による他社従業員の報酬水準の調査結果も踏まえ、取締役の報酬体系や役位別の報酬水準の妥当性を含めて、幅広く議論・検討しております。

③報酬等の額の決定に関する手続き

各取締役の具体的な報酬額については、「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会で決議することとしております。

各監査役の月例報酬の額については、監査役の協議により、決定することとしております。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等については、58頁に記載のとおりです。

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大塚 陸 毅	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、企業経営者としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
取締役	藤 崎 一 郎	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、国際情勢・経済等に関する知見・経験も踏まえた発言を行っております。
取締役	伊 岐 典 子	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100％）に出席し、雇用・労働、多様な人材の活躍促進等に関する知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	大 林 宏	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100％）に、監査役会17回のうち17回（同100％）に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において法曹としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	牧 野 治 郎	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100％）に、監査役会17回のうち16回（同94％）に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において行政・財政等に関する知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	東 誠一郎	同氏は、当期に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100％）に、監査役会17回のうち17回（同100％）に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業会計に精通している公認会計士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
監査役	吉 川 洋	同氏は、就任以降に開催された取締役会12回のうち11回（出席率92％）に、監査役会12回のうち12回（同100％）に出席し、また、主要な製鉄所等への実地調査を行うなど各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において経済に関する専門家としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条及び定款第22条の規定に基づく書面決議、並びに会社法第372条第1項の規定に基づく書面報告をそれぞれ1回実施しております。

### ③報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額については、59頁に記載のとおりです。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1)氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC.その他一部の子会社は、上記の会計監査人以外の監査法人から監査を受けております。

### (2)会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①報酬等の額	171,000,000円
②当社及び当社子会社が支払うべき監査証明業務の対価としての報酬等の額	1,096,876,605円
③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,109,756,605円

(注1) ①については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

(注2) 当社は、会計監査人に対して、非監査業務として、社債発行に伴う引受事務幹事会社への書簡作成業務等を委託し、その対価を支払っております。

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

### (1)内部統制システムの基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項は、次のとおりです。

当社は、「日本製鉄グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

#### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が全社横断的観点から規程等を整備し、各部門に周知するとともに、各部門におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経常予算、設備予算、投融資、技術開発等に関するそれぞれの全社委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。

#### 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

内部統制・監査部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。さらに、これらの内容については、リスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議及び取締役会に報告する。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「日本製鉄グループ企業理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。各主管部門は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制・監査部長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

##### イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の



連結経営上又は各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

## 7. 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制・監査部長は、監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行うなど、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、事務局員を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、監査事務に必要な人員を専任配置し、監査役の指示の下で業務を行う。事務局員の人事異動・評価等について、人事労政部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

## (2)運用状況の概要

### ①運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制企画及び内部監査を担当する内部統制・監査部（専任14名、兼務21名）並びに各分野のリスク管理を担当する機能部門（約700名）を設置しております。また、当社各部門・グループ会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当するリスクマネジメント担当者（当社約150名）並びにリスクマネジメント責任者等（グループ会社約550名）を配置しております。

この体制のもと、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

### ②具体的な運用状況

#### 1) 内部統制計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえて、毎年3月に当社グループ全体の内部統制年度計画を策定しております。この計画には、基本方針、安全・環境・防災・品質等の機能別計画、内部監査計画及び教育計画が含まれております。これを踏まえ、当社各部門・グループ会社は各々の年度計画を策定致します。

#### 2) 自律的内部統制活動

年度計画に従い、当社各部門・グループ会社は、業務の特性と内在するリスクを踏まえて、自律的に内部統制活動を実施しております。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育並びに自主点検・第三者モニタリングの実行及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害又は法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに内部統制・監査部に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制・監査部が集約し、当社グループ内で共有するとともに、当社各部門・グループ会社が類似リスクの点検を実施しております。

#### 3) 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリスト等の書面による内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制・監査部及び各機能部門が実施しております。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族、取引先社員等が利用できる内部通報・相談窓口を社内及び外部専門機関に設置・運用しており、2019年度の通報・相談件数は425件でした。このほか、当社及び主要グループ会社において、内部統制に関する社員意識調査アンケートを実施しております。

#### 4) 評価・改善

内部統制・監査部及び各機能部門は、内部統制システムの運用状況を、四半期毎に開催するリスクマネジメント委員会のほか経営会議及び取締役会に報告するとともに、これを四半期毎に開催するリスクマネジメント担当者・責任者会議において各部門・グループ会社とも共有しております。

また、内部統制・監査部は、内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめたうえで、これをリスクマネジメント委員会、経営会議及び取締役会に報告しております。

当社は、これらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制計画に反映しております。

#### 5) 教育・啓発

当社は、新入社員から経営幹部までを対象とした階層別研修等に内部統制に関する講座を設定し、当社及びグループ会社役職員の教育を実施しております。また、内部統制・監査部と当社各部門・グループ会社との対話を通じた内部統制の考え方や職場風土の改善等に関する啓発にも積極的に取り組んでおります。

#### 6) 監査役・会計監査人との連携

内部統制・監査部は、監査役に対し、四半期毎に、内部統制の状況を報告しております。また、監査役が同席するリスクマネジメント委員会においても、報告及び意見交換を行っております。また、監査役事務局とも毎月連絡会を実施するなど、情報共有と連携に努めております。会計監査人との間ではリスクマネジメント委員会の運営状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的に、報告及び意見交換を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

### ●当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを企業理念に掲げ、この理念に基づき経営戦略を立案・遂行し、競争力・収益力を向上させることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（以下、「買収提案」といいます。）がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。他方で、買収提案の中には、当社の企業価値や株主共同の利益に対し明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様にご当社株式の売却を事実上強要することとなるおそれのあるもの等が含まれる可能性があると考えております。

従って、当社は、第三者から買収提案がなされた場合に株主の皆様にごこのような不利益が生じることがないように、当社株式の取引状況や株主の異動状況等を注視するとともに、実際に買収提案がなされた場合には、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるように努めます。仮に、買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると合理的に判断される場合には、その時点における関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図ってまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類

## ■ 連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在) (単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産</b>		<b>負債</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,784,974</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,895,192</b>
現金及び現金同等物	289,459	営業債務及びその他の債務	1,449,801
営業債権及びその他の債権	826,596	社債、借入金及びリース負債	376,900
棚卸資産	1,532,181	その他の金融負債	2,189
その他の金融資産	17,340	未払法人所得税等	27,323
その他の流動資産	119,396	その他の流動負債	38,978
<b>非流動資産</b>	<b>4,659,990</b>	<b>非流動負債</b>	<b>2,553,141</b>
有形固定資産	2,812,542	社債、借入金及びリース負債	2,111,841
使用権資産	93,663	その他の金融負債	4,621
のれん	45,486	退職給付に係る負債	236,758
無形資産	96,677	繰延税金負債	27,765
持分法で会計処理されている投資	878,271	その他の非流動債務	172,154
その他の金融資産	481,117	<b>負債合計</b>	<b>4,448,333</b>
退職給付に係る資産	58,643	<b>資本</b>	
繰延税金資産	186,457	<b>親会社の所有者に 帰属する持分</b>	<b>2,641,618</b>
その他の非流動資産	7,132	資本金	419,524
		資本剰余金	394,404
		利益剰余金	1,870,948
		自己株式	△58,505
		その他の資本の構成要素	15,245
		<b>非支配持分</b>	<b>355,013</b>
		<b>資本合計</b>	<b>2,996,631</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,444,965</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>7,444,965</b>

## ■ 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位 百万円)

科目	金額
売上収益	5,921,525
売上原価	△5,312,367
<b>売上総利益</b>	<b>609,158</b>
販売費及び一般管理費	△571,781
持分法による投資利益	38,395
その他収益	104,844
その他費用	△465,035
<b>事業利益 (△は損失)</b>	<b>△284,417</b>
事業再編損	△121,702
<b>営業利益 (△は損失)</b>	<b>△406,119</b>
金融収益	7,706
金融費用	△25,159
<b>税引前利益 (△は損失)</b>	<b>△423,572</b>
法人所得税費用	△2,548
<b>当期利益 (△は損失)</b>	<b>△426,120</b>
<b>当期利益 (△は損失) の帰属</b>	
<b>親会社の所有者</b>	<b>△431,513</b>
非支配持分	5,393

(御参考1) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	494,330
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 345,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,582
その他	△ 7,838
現金及び現金同等物の増減額	126,283
現金及び現金同等物の期首残高	163,176
現金及び現金同等物の期末残高	289,459

(御参考2) セグメント情報 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	報告セグメント				合計	調整額	連結合計
	製鉄	エンジニアリング	ケミカル & マテリアル	システムソリューション			
売上収益							
外部顧客への売上収益	5,207,033	296,443	210,338	207,709	5,921,525	—	5,921,525
セグメント間の内部売上収益又は振替高	50,310	43,960	5,395	65,584	165,251	△165,251	—
計	5,257,344	340,404	215,733	273,294	6,086,777	△165,251	5,921,525
セグメント利益(△は損失) <事業利益>	△325,341	10,717	18,477	26,162	△269,984	△14,433	△284,417

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,419,937</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,503,012</b>
現金及び預金	131,035	買掛金	255,233
売掛金	83,807	短期借入金	120,566
製品	163,934	コマーシャル・ペーパー	110,000
半製品	321,939	1年内償還予定の社債	45,000
仕掛品	3,298	リース債務	676
原材料	228,533	未払金	479,531
貯蔵品	182,717	未払費用	29,527
前払金	44,565	未払法人税等	2,446
前払費用	24,945	前受金	1,387
未収入金	145,185	預り金	453,299
その他	90,058	その他	5,344
貸倒引当金	△83	<b>固定負債</b>	<b>2,060,233</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,589,718</b>	社債	545,000
<b>有形固定資産</b>	<b>1,707,783</b>	長期借入金	1,304,810
建物(純額)	266,197	リース債務	2,166
構築物(純額)	170,795	退職給付引当金	122,830
機械及び装置(純額)	689,192	その他	85,426
車両運搬具(純額)	2,877	<b>負債合計</b>	<b>3,563,246</b>
工具、器具及び備品(純額)	37,226	<b>純資産の部</b>	
土地	444,642	<b>株主資本</b>	<b>1,402,234</b>
リース資産(純額)	2,459	<b>資本金</b>	<b>419,524</b>
建設仮勘定	94,392	<b>資本剰余金</b>	<b>381,837</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>42,631</b>	資本準備金	111,532
特許権及び利用権	1,299	その他資本剰余金	270,305
ソフトウェア	28,162	<b>利益剰余金</b>	<b>655,523</b>
のれん	12,960	その他利益剰余金	655,523
リース資産	209	固定資産圧縮積立金	26,999
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,839,304</b>	繰越利益剰余金	628,523
投資有価証券	279,053	<b>自己株式</b>	<b>△54,651</b>
関係会社株式	1,190,714	<b>評価・換算差額等</b>	<b>44,174</b>
関係会社出資金	75,525	その他有価証券評価差額金	44,688
長期貸付金	0	繰延ヘッジ損益	△514
関係会社長期貸付金	110,661	<b>純資産合計</b>	<b>1,446,409</b>
長期前払費用	30,059	<b>負債純資産合計</b>	<b>5,009,656</b>
繰延税金資産	147,404		
その他	8,812		
貸倒引当金	△2,927		
<b>資産合計</b>	<b>5,009,656</b>		

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	3,312,949	
売上原価	3,184,057	
売上総利益	128,892	
販売費及び一般管理費	248,266	
営業利益(△は損失)	△119,374	
営業外収益		
受取利息及び配当金	121,622	
その他	36,336	157,959
営業外費用		
支払利息	16,480	
その他	62,514	78,994
経常利益(△は損失)	△40,410	
特別利益		
投資有価証券売却益	86,408	86,408
特別損失		
減損損失	317,900	
設備休止関連損失	15,175	
投資有価証券評価損	23,285	
関係会社株式評価損	145,327	
支払補償費	17,570	
関係会社事業再編損	28,331	547,590
税引前当期純利益(△は損失)	△501,591	
法人税、住民税及び事業税	△17,670	
法人税等調整額	△28,279	△45,950
当期純利益(△は損失)	△455,641	

招集御通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

日本製鉄株式会社

代表取締役社長 橋本 英二 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 弘隆 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本製鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書

謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

日本製鉄株式会社

代表取締役社長 橋本 英二 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 弘隆 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況及び経営計画諸施策の推進状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要文書を開覧し、本社、製鉄所等において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明致しました。財務報告に係る内部統制については、この他、有限責任あずさ監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、その運用状況については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

日本製鉄株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	松野正人	Ⓢ
常任監査役（常勤）	吉江淳彦	Ⓢ
監査役（常勤）	釣部正人	Ⓢ
監査役（社外監査役）	大林宏	Ⓢ
監査役（社外監査役）	牧野治郎	Ⓢ
監査役（社外監査役）	東誠一郎	Ⓢ
監査役（社外監査役）	吉川洋	Ⓢ

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

# 日本製鉄グループ企業理念

## 基本理念

日本製鉄グループは、常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献します。

## 経営理念

1. 信用・信頼を大切にするグループであり続けます。
2. 社会に役立つ製品・サービスを提供し、お客様とともに発展します。
3. 常に世界最高の技術とものづくりの力を追求します。
4. 変化を先取りし、自らの変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。
5. 人を育て活かし、活力溢れるグループを築きます。

## 株式事務の取扱いについて

事業年度の末日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年6月下旬
同基準日	定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録の議決権を有する株主とします。
剰余金の配当基準日	毎年3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができます。
電子公告を掲載するウェブサイト	<a href="https://www.nipponsteel.com/">https://www.nipponsteel.com/</a>
定款及び株式取扱規程	当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に掲載しています。
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
同事務取扱所 (郵便物送付先・電話照会先)	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 当社株主様専用ダイヤル 0120-785-401 (フリーダイヤル) 株主名簿管理人代表電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

### ●住所変更、単元未満株式の買取り・買増しのお申し出先

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

### ●未払配当金の支払い

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

### ●単元未満株式の買取り・買増しに係る手数料

別途定める金額（当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に掲載していますので御参照ください。）

# 第96回定時株主総会会場御案内

2020年6月24日（水曜日）午前10時開催・午前9時開場

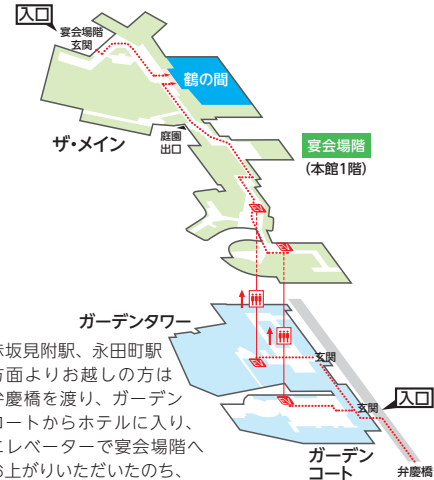
**会場** ホテルニューオータニ鶴の間（ザ・メイン宴会場階（本館1階））

東京都千代田区紀尾井町4番1号 電話 03-3265-1111（代表）



## 会場（ザ・メイン宴会場階）までの経路

四ツ谷駅、麹町駅方面よりお越しの方はザ・メイン宴会場階玄関よりお入りいただき「鶴の間」へお進みください。



赤坂見附駅、永田町駅方面よりお越しの方は弁慶橋を渡り、ガーデンコートからホテルに入り、エレベーターで宴会場階へお上がりいただいたのち、「鶴の間」へお進みください。

当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

当日御来場の際は、ザ・メイン宴会場階入口（本館1階）又はガーデンコート入口を御利用ください。

### 会場までの御案内

JR	中央線・総武線	〔四ツ谷駅〕	麹町口・赤坂口	徒歩10分
M	東京メトロ丸ノ内線・南北線	〔四ツ谷駅〕	1番口	徒歩10分
Y	東京メトロ有楽町線	〔麹町駅〕	2番口	徒歩10分
Z	東京メトロ半蔵門線	〔永田町駅〕	7番口	徒歩10分
G	東京メトロ銀座線・丸ノ内線	〔赤坂見附駅〕	D紀尾井町方面口	徒歩10分

### お願い

1. お車での御来場は御遠慮ください。
2. 大きなお手荷物や傘等は、会場内にお持ち込みいただけませんので、クロークにお預けください。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、当日の御出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、今後、感染拡大の状況等により、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

## 日本製鉄株式会社

〒100-8071 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

電話 03-6867-4111（代表）

ウェブサイト <https://www.nipponsteel.com/>



環境に優しい「植物油インキ」を使用しています。

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。